

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

中東諸国における特許・実用新案・意匠・商標の
審査運用の実態および審査基準・審査マニュアル
に関する調査研究 報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

F. バーレーン

1. 概要及び基礎情報

1.1. 基礎情報¹

1.1.1. 一般事情

(1) 面積

769.8 平方キロメートル（2012 年中央情報局。東京 23 区と川崎市を併せた面積とほぼ同じ大きさ）

(2) 人口²

137.7 万人（2015 年 世銀統計）

(3) 首都

マナーマ市

(4) 民族

アラブ人

(5) 言語

アラビア語

(6) 宗教

イスラム教

1.1.2. 経済

(1) 主要産業

石油精製、石油化学、金融サービス、アルミニウム精錬、運輸・通信サービス等

(2) GDP（名目）³

約 311 億ドル（2015 年世銀）

(3) 1 人当たり GDP ⁴

22,600 ドル（2015 年世銀）

(4) 総貿易額（2014 年）（非石油部門のみ、Informatics & e-Government Authority）

(a) 輸出 84.13 億ドル

(b) 輸入 122.16 億ドル

(5) 主要貿易品目（2011 年）（Informatics & e-Government Authority）

- ・ 輸出 石油、鋼鉄製品、アルミニウム製品、石油化学製品、衣料品、食品
- ・ 輸入 原油（精製用）、鋼鉄製品、自動車、電気製品、アルミ原料、食肉

¹ 基礎情報は、外務省ウェブサイト「国・地域 基礎データ バーレーン国」のデータを参照した。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bahrain/index.html>（最終アクセス日：2017 年 02 月 03 日）

² 世銀統計 <http://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL>（最終アクセス日：2017 年 2 月 1 日）を参照した。

³ 世銀統計 <http://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.CD>（最終アクセス日：2017 年 2 月 1 日）を参照した。

⁴ 世界統計 <http://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.CD>（最終アクセス日：2017 年 2 月 1 日）を参照した。

(6) 主要貿易相手国 (2014 年) (非石油部門のみ、Informatics & e-Government Authority)

- ・ 輸出 サウジアラビア、UAE、アメリカ、カタール、オマーン
- ・ 輸入 中国、UAE、日本、UAE、サウジアラビア

(7) 通貨

バーレーン・ディナール (BD)

(8) 為替レート

1 \$ = 0.376BD (対ドル固定)

1.1.3. 経済関係

(1) 貿易 (出典：財務省貿易統計)

- ・ 対日輸出 約 589 億円 (2014 年 確定値) 石油製品、アルミ製品
- ・ 対日輸入 約 906 億円 (2014 年 確定値) 自動車、機械製品

(2) 2006 年よりバーレーンを含む GCC との間で FTA 締結交渉中。

(3) 日本の援助実績 (2008 年 ODA 卒業)

ア	有償資金協力 (2006 年度まで、EN ベース)	なし
イ	無償資金協力 (2006 年度まで、EN ベース)	0.61 億円
ウ	技術協力実績 (2006 年度まで、JICA ベース)	13.64 億円

1.2. 産業財産制度の概要⁵

1.2.1. 法令等整備状況

1.2.1.1. 加盟している産業財産権に関する主な条約

バーレーンでは産業財産権に関する以下の条約に加盟している。

- ・ パリ条約
- ・ 特許協力条約 (PCT)
- ・ 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書
- ・ 特許法条約 (PLT)
- ・ 商標法条約 (TLT)

1.2.1.2. 産業財産に関する法律・規則⁶

特許実用新案法、意匠法、商標法が定められている。

⁵ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく情報によると、現在、バーレーンでは特許・実用新案の審査は実施されておらず、審査の海外委託もされていない。

⁶ 引用したバーレーンの法令及び規則の英訳文は WIPO 掲載のものを使用し、AIPPI にて仮訳した。

2004 年法律 No.1 : <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=7290> (最終アクセス日：2017 年 3 月 3 日)

2006 年法律 No.14 : <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=477> (最終アクセス日：2017 年 3 月 3 日)

2006 年法律 No.6 : <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=7279> (最終アクセス日：2017 年 3 月 3 日)

2010 年規則 No.1 : <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=8121> (アラビア語、最終アクセス日：2017 年 3 月 3 日)

2014 年法律 No.6 : <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=14730> (最終アクセス日：2017 年 3 月 3 日)

2016 年規則 No.65 : <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=16174> (最終アクセス日：2017 年 3 月 3 日)

- 2004 年法律 No.1 特許実用新案法
- 2006 年法律 No.14 特許実用新案法(2004 年 No.1 特許実用新案法を一部改正)
- 2006 年規則 No.45 特許実用新案規則⁷
- 2006 年法律 No.6 意匠法
- 2010 年規則 No.1 意匠規則
- 2014 年法律 No.6 商標法 (GCC 商標法)
- 2016 年規則 No.65 商標規則 (GCC 商標規則)

1.2.2. 管轄官庁及び人的体制

本調査では情報が得られなかった。

1.3. 産業財産制度の基礎情報 (統計情報)

1.3.1. 産業財産権の出願・登録件数

(1) 特許, 実用新案, 意匠, 商標の出願件数と登録件数⁸

	年	特許	実用新案	意匠	商標
出願件数	2011	140	—	53	6,738
	2012	164	—	70	6,590
	2013	170	—	58	7,507
	2014	205	—	53	7,226
	2015	193	—	64	7,640
登録件数	2011	—	—	4	6,742
	2012	2	—	77	4,325
	2013	—	—	—	6,425
	2014	—	—	64	3,675
	2015	—	—	38	4,221

⁷ 本調査研究における質問票調査及びヒアリング調査に基づくが、条文は入手できなかった。

⁸ WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> を参照した (最終アクセス日: 2017 年 3 月 1 日)。

(2) 特許, 実用新案, 意匠, 商標の国籍別の出願件数 (上位 5 か国) ⁹

年	特許		実用新案		意匠		商標	
	国籍	出願件数	国籍	出願件数	国籍	出願件数	国籍	出願件数
2011	US	52	—	—	DE	8	US	1,328
	DE	17	—	—	MY	8	CH	521
	GB	11	—	—	IT	7	DE	486
	CH	7	—	—	US	7	GB	447
	JP/NL	6	—	—	FR	6	FR	434
2012	US	47	—	—	CH	19	US	1,243
	DE	26	—	—	FR	12	CH	551
	CH	14	—	—	BH	9	FR	476
	FR	10	—	—	US	8	GB	446
	JP/ES	6	—	—	AE/IT	5	DE	365
2013	US	51	—	—	CH	12	US	1,476
	DE	18	—	—	FR	10	GB	534
	CH	10	—	—	BH	10	CH	493
	FR/ GB/IN	9	—	—	IT	8	FR	459
			—	—	US	6	AE	454
2014	US	56	—	—	CH	12	US	1,389
	GB	28	—	—	BH	11	CH	483
	DE	16	—	—	IT	8	FR	441
	FR	14	—	—	GB	3	DE	435
	SE	9	—	—	AE	3	AE	420
2015	US	63	—	—	IT	16	US	1,615
	DE	23	—	—	FR	11	CH	508
	FR	10	—	—	CH	9	GB	460
	GB/CH /TR	9	—	—	GB	5	AE	457
			—	—	IN	5	FR	452

AE : アラブ首長国連合 BH : バーレーン CH : スイス DE : ドイツ
 ES : スペイン FR : フランス GB : イギリス IN : インド IT : イタリア
 JP : 日本 MY : マレーシア NL : オランダ SE : スウェーデン TR : トルコ
 US : 米国

※ 国名を“/”で分けて併記した国の件数は同数である。

⁹ WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> を参照した
 (最終アクセス日: 2017 年 3 月 1 日)。

(3) 特許, 実用新案, 意匠, 商標の国籍別の登録件数 (上位 5 各国) ¹⁰

年	特許		実用新案		意匠		商標	
	国籍	登録件数	国籍	登録件数	国籍	登録件数	国籍	登録件数
2011	—	—	—	—	FR	3	US	1,444
	—	—	—	—	JP	1	AE	654
	—	—	—	—	—	—	GB	531
	—	—	—	—	—	—	BH	422
	—	—	—	—	—	—	CH	374
2012	BH	2	—	—	US	15	US	901
	—	—	—	—	FR	12	GB	383
	—	—	—	—	DE	8	CH	276
	—	—	—	—	IT	8	FR	263
	—	—	—	—	CH	5	DE	252
2013	—	—	—	—	—	—	US	1,572
	—	—	—	—	—	—	GB	432
	—	—	—	—	—	—	AE	412
	—	—	—	—	—	—	CH	357
	—	—	—	—	—	—	DE	338
2014	—	—	—	—	CH	17	US	833
	—	—	—	—	FR	10	GB	287
	—	—	—	—	IT	9	DE	246
	—	—	—	—	US	7	FR	223
	—	—	—	—	JP/BH	5	CH	217
2015	—	—	—	—	FR	9	US	953
	—	—	—	—	IT	8	AE	285
	—	—	—	—	CH	6	GB	284
	—	—	—	—	BH	3	FR	263
	—	—	—	—	AE/DE/GB	2	CH	261

AE : アラブ首長国連合 BH : バーレーン CH : スイス DE : ドイツ
FR : フランス GB : イギリス IT : イタリア JP : 日本 US : 米国

※ 国名を“/”で分けて併記した国の件数は同数である。

¹⁰ WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> を参照した
(最終アクセス日 : 2017 年 3 月 1 日)。

(4) 特許, 実用新案, 意匠, 商標の分類別の出願件数 (上位 5 分類) ¹¹

年	特許		実用新案		意匠 ¹²		商標 ¹³	
	分類	出願件数	分類	出願件数	分類	出願件数	分類	出願件数
2011	—	—	—	—	第 12 類	16	第 9 類	959
	—	—	—	—	第 9 類	4	第 35 類	863
	—	—	—	—	第 13 類	4	第 5 類	732
	—	—	—	—	第 14 類	4	第 3 類	660
	—	—	—	—	第 3,7, 10,19 類	3	第 25 類	532
2012	—	—	—	—	第 10 類	22	第 9 類	869
	—	—	—	—	第 9 類	7	第 35 類	859
	—	—	—	—	第 20 類	6	第 3 類	787
	—	—	—	—	第 15 類	5	第 5 類	643
	—	—	—	—	第 7,16,28 類	4	第 25 類	637
2013	—	—	—	—	第 9 類	18	第 35 類	1,179
	—	—	—	—	第 10 類	11	第 3 類	997
	—	—	—	—	第 21 類	6	第 9 類	981
	—	—	—	—	第 16 類	4	第 25 類	654
	—	—	—	—	第 3 類	4	第 5 類	637
2014	—	—	—	—	第 10 類	14	第 35 類	1,008
	—	—	—	—	第 28 類	7	第 9 類	984
	—	—	—	—	第 6 類	5	第 3 類	918
	—	—	—	—	第 9 類	4	第 5 類	744
	—	—	—	—	第 12 類	4	第 25 類	676
2015	—	—	—	—	第 12 類	15	第 9 類	456
	—	—	—	—	第 9 類	13	第 35 類	390
	—	—	—	—	第 10 類	8	第 3 類	377
	—	—	—	—	第 21 類	7	第 25 類	265
	—	—	—	—	第 3,7,16 類	5	第 5 類	246

※ 分類番号を “,” で分けて併記した分類の件数は同数である。

¹¹ WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> を参照した (最終アクセス日: 2017 年 3 月 1 日)。

¹² 巻末の M. 国際分類を参照

¹³ 巻末の M. 国際分類を参照

(5) 特許, 実用新案, 意匠, 商標の分類別の登録件数 (上位 5 分類) ¹⁴

年	特許		実用新案		意匠 ¹⁵		商標 ¹⁶	
	分類	登録 件数	分類	登録 件数	分類	登録 件数	分類	登録 件数
2011	—	—	—	—	—	—	第 35 類	849
	—	—	—	—	—	—	第 9 類	647
	—	—	—	—	—	—	第 5 類	574
	—	—	—	—	—	—	第 3 類	565
	—	—	—	—	—	—	第 25 類	452
2012	—	—	—	—	第 9 類	11	第 35 類	554
	—	—	—	—	第 12 類	10	第 9 類	553
	—	—	—	—	第 7 類	5	第 3 類	402
	—	—	—	—	第 14 類	5	第 5 類	383
	—	—	—	—	第 19 類	5	第 25 類	356
2013	—	—	—	—	—	—	第 5 類	720
	—	—	—	—	—	—	第 35 類	670
	—	—	—	—	—	—	第 3 類	631
	—	—	—	—	—	—	第 9 類	611
	—	—	—	—	—	—	第 30 類	493
2014	—	—	—	—	第 9 類	16	第 9 類	544
	—	—	—	—	第 10 類	16	第 35 類	517
	—	—	—	—	第 3 類	5	第 3 類	439
	—	—	—	—	第 16 類	5	第 25 類	354
	—	—	—	—	第 7, 11,12,14, 21 類	3	第 5 類	339
2015	—	—	—	—	第 9 類	8	第 9 類	625
	—	—	—	—	第 10 類	7	第 35 類	605
	—	—	—	—	第 5 類	5	第 3 類	531
	—	—	—	—	第 3 類	4	第 5 類	402
	—	—	—	—	第 21 類	4	第 25,30 類	376

※ 分類番号を “,” で分けて併記した分類の件数は同数である。

¹⁴ WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> を参照した (最終アクセス日: 2017 年 3 月 1 日)。

¹⁵ 巻末の M. 国際分類を参照

¹⁶ 巻末の M. 国際分類を参照

- (6) 特許、実用新案、意匠、商標の出願人名別の上位5名の出願件数
本調査では情報が得られなかった。

1.3.2. 審査の状況

現在、特許、実用新案、意匠の審査は行われておらず、商標出願のみが審査されている¹⁷。

1.3.3. 行政訴訟及び民事訴訟の統計（判例等）

本調査では情報が得られなかった。

1.4. 産業財産制度の動向

1.4.1. 知的財産に関する政策・戦略

本調査では情報が得られなかった。

1.4.2. 知的財産に関する運用（品質管理、審査官の育成、知的財産の利用促進等）

一般に、審査官は、省庁と国際機関（主に WIPO）によって共同開催されるワークショップを通じて訓練される¹⁸。

商工省知的財産部局はデータベースの問題により特許検索ができない状況にある¹⁹。

1.4.3. その他（国際協力、模倣品対策等）

商標法は GCC 商標法を採用している。

システム開発について、WIPO、EPO、USPTO 等からの協力が期待される²⁰。

¹⁷ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

¹⁸ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

¹⁹ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

²⁰ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

2. 特許

2.1. 特許制度の枠組み

2.1.1. 保護対象

2004 年法律 No.1 特許実用新案法（以下、法 04）第 1 条に規定があり、特許は、進歩性を含み、産業上の利用可能である新規な発明に付与される。なお、適用除外要件に係る条項は確認できなかった。

法 04 第 1 条

本条項に従って、特許は新規であり、進歩性を伴い、産業上の利用可能性がある発明であり、輸入された、又は現地で生産された新規な工業製品、工業的方法又は既に知られている工業的方法の新規な応用に関連している発明に与えられる。

（以下、省略）

2.1.2. 権利の存続期間

特許権の存続期間は、2006 年法律 No.14 特許実用新案法（以下、法 06）第 14 条に規定があり、出願から 20 年とされる。なお、不合理な理由で特許査定が遅れた場合、最大で 4 年の期間延長が認められる。また、医薬品の場合、市場での承認までの期間が存続期間から除外される等の規定もある。

法 06 第 14 条

- a. 特許の存続期間は、状況に応じて、王国への出願日又は優先日から 20 年とする。
- b. 特許権者の支配の及ばない理由で特許付与が不合理に遅延した補償として、特許保護期間は、特許権者の請求により延長される。この遅延が王国への出願日から 4 年を超える期間又は出願審査請求日から 2 年のいずれか長い期間に及ぶ場合、特許出願人の行為は、存続期間の計算に際しては考慮されない。
- c. 医薬品の保護期間は、王国における最初の商業用途に関する市販承認手続きによる実際の保護期間の不合理な短縮に対する特許権者への補償として延長される。
- d. 市販が承認された新たな医薬品の保護期間は、王国におけるか外国におけるかを問わず、市販承認手続きによる実際の保護期間の不合理な短縮について特許権者に適切に補償するため、他の国におけるその物品自体又は類似品の安全性又は有効性に関するデータ（市販承認に関する証拠の確保を含む）に基づいて延長される。
- e. 本条 c 及び d の適用上、「実際の保護期間」とは、物品の承認日から当初の保護期間満了日までの期間をいう。
- f. 本法第 19 条の 2 の規定に従って他国において付与された特許を基礎として特許が付与された場合には、保護期間は、特許権者の申請により延長され、この期間は、他国による特許保護期間があるときは、この期間に相当する期間とする。

2.1.3. 権利の効力

法 04 第 11 条(b)に規定があり、特許が物に係る場合、物の製造、使用、販売、輸出入が、方法に係る場合、方法の使用、方法により得られた物の使用、販売、輸出入が権利者

の許可なく実施できない。

法 04 第 11 条

a. (省略)

b. 特許権者には、対象特許により、第三者が事前の許可なく以下の行為を行うことを禁止する権利が与えられる。

1- 対象特許が物品に係るものである場合、特許品の製造、利用、使用、販売の提供若しくは販売又はそれらを目的とした特許品の輸入。

2- 対象特許が物品の製造方法に係るものである場合、製造方法の使用、この方法によって直接生産された物品の使用、当該物品の販売の申し出、販売、又はそれらを目的とした当該物品の輸入。

2.1.4. 優先権

法06第6条に規定があり、パリ条約締結国に出願された特許に対し、優先権が認められる。ただし、期間について、条文上は6月とあるが、本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく情報では12月とされる。

法 06 第 6 条

工業所有権²¹の保護に関するパリ条約の加盟国、又はその他の国であつて、王国において遵守されている二国間条約若しくは国際条約によってその国の国民が内国民待遇を受けている国に特許出願がなされた場合、出願人又はこれについての権利を取得した者は、当該出願日後 6 か月以内に、本法に定める条件、要件及び手続きに従つて、先の出願で請求されたのと同じの特許に関し、同様の出願を行うことができる。この場合、出願人又は権利を取得した者は、工業所有権の保護に関するパリ条約の第 4 条(d)の規定を遵守することを条件として、同条約の規定に従つて優先権を享受する。

2.1.5. 新規性の喪失の例外

法 06 第 2 条(e)に新規性喪失の例外規定があり、公式の博覧会、本人又は本人の許可を得た開示は、開示から 12 月の期間、開示と看做さない、とされる。

ただし、本条項に公式博覧会での開示から出願までの期間の限定がない（法 04 第 2 条には公式博覧会での開示から 12 月の期間とされる）。

法 06 第 2 条

(a) 発明は、以前の産業技術状態に含まれていない場合には、新規であるとみなされる。

(b) 発明は、特許の主題である当業者には明白でない場合には、進歩性を含むものとみなされるものとする。

(c) 発明は、農業、漁業、サービス、手工芸品またはあらゆる種類の産業において幅広

²¹ 現在では「産業財産権」が適当と思われるが条約の名称であるため、「工業所有権」とする。

い意味で適用することが可能である場合、産業上の利用可能性があるとみなされるものとする。

(d) 発明の主題が、バーレーン又は海外の公衆に、書面で、口頭で、または使用によって、または本発明の内容を実現する他の方法によって、特許を付与する目的で出願した日又は要請による優先日より前に、公開されている場合、特許は付与されない。

(e) 本条第(a)項、第(b)項、第(c)項及び第(d)項の適用上、以下の事項は、開示とみなされない。

- 1- 発明の公衆への開示が、本法第 34 条に従って、公式な国際博覧会又は公式に認められた博覧会において行われた場合、当該開示に関するすべての詳細事項が特許申請書において開示されることを条件として、当該開示は問題とはならない。
- 2- 発明が出願人によって又は出願人の許可を得て又は出願人を通じて開示され、その開示のすべてが特許出願前又は主張した優先日前 12 か月以内に行われた場合、当該発明の開示も問題とはならない。

2.1.6. 登録要件

登録要件は、法 06 第 2 条に規定があり、新規性、進歩性、産業上の利用可能性が求められる。

法 06 第 2 条

(a) 発明は、以前の産業技術水準に含まれていない場合には、新規であるとみなされる。

(b) 発明は、特許の主題である当業者には明白でない場合には、進歩性を含むものとみなされるものとする。

(c) 発明は、農業、漁業、サービス、手工芸品またはあらゆる種類の産業において幅広い意味で適用することが可能である場合、産業上の利用可能性があるとみなされるものとする。

(d) 発明の主題が、バーレーン又は海外の公衆に、書面で、口頭で、または使用によって、または本発明の内容を実現する他の方法によって、特許を付与する目的で出願した日又は要請による優先日より前に、公開されている場合、特許は付与されない。

(e) 本条第(a)項、第(b)項、第(c)項及び第(d)項の適用上、以下の事項は、開示とみなされない。

- 1- 発明の公衆への開示が、本法第 34 条に従って、公式な国際博覧会又は公式に認められた博覧会において行われた場合、当該開示に関するすべての詳細事項が特許申請書において開示されることを条件として、当該開示は問題とはならない。
- 2- 発明が出願人によって又は出願人の許可を得て又は出願人を通じて開示され、その開示のすべてが特許出願前又は主張した優先日前 12 か月以内に行われた場合、当該発明の開示も問題とはならない。

2.1.7. 第三者による情報提供制度

第三者による情報提供制度はない²²。

2.1.8. 出願公開制度

出願公開制度はない²³。

2.1.9. 審査請求制度

審査請求制度は存在しない²⁴。

2.1.10. 秘密保持に関する制度

法 04 第 20 条に規定があり、国防上又は治安上重要な特許は秘密特許とされ、公開、実施、ライセンス等が制限される。

法 04 第 20 条

対象発明が国防又は公共の治安に関する重要な事項に係るものであると貿易省の管轄官庁が判断した場合、当該官庁は、状況に応じて防衛省又は内務省のいずれかに対し、特許出願及び添付書類を直ちに秘密扱いで通知するものとする。この場合、防衛省又は内務省は、特許を購入すること若しくは出願人との間で利用に係る契約を締結することと引き替えに、又は本法の規定に従って強制的ライセンスの規定を適用することによって、各書類の受領から 90 日以内に特許出願に異議を申し立てることができる。

2.1.11. 分割に関する制度

規則第 21 条に規定があり、査定前であれば何時でも分割できる²⁵、とされている。

2.1.12. 出願の変更に関する制度

特許出願を実用新案出願に変更する制度に係る規定は、法 04 第 30 条にあり、出願日は、当初の出願日が維持される。

法 04 第 30 条

実用新案特許は、方法、工具、装置、その部品、物品、構成物の形態若しくは組合せ、又はその生産方法、並びに取引において使用されるその他の物における新たな技術的付加について、法の規定に従って付与される。

当事者は、条件を満たした場合には、実用新案特許出願を発明に係る特許出願に変更することができ、同様に、特許出願人は、その出願を実用新案特許出願に変更するこ

²² 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

²³ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

²⁴ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

²⁵ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

とができる。

上記の場合はいずれも、記録は、原出願日に基づくものとする。

2.1.13. 異議申立てに関する制度

法 04 第 19 条に規定があり、特許登録証が発行された後、何人も登録された特許を閲覧でき、関係者は公告から 60 日の間、異議申立てが可能である。

法 04 第 19 条

貿易省の管轄行政官庁は、必要な条件を満たしていることを確認するため、特許出願及びその添付書類を審査する。同官庁は、その判断を行うために必要と判断する修正及び条件を求めることができる。

同官庁は、本条に定めるすべての条件を満たす出願について、施行細則 に定める態様、期日及び方法で、特許出願についての査定を出すものとする。

特許登録査定が出た場合、何人も、特許及び登録簿の記録の閲覧を請求することができる。利害関係人は、その公告から 60 日以内に、特許の登録査定手続きについて、管轄官庁に書面で異議を申し立てることができる。この場合、異議申立ては、その理由を示さなければならない。

異議申立てには、手数料が課される。

異議申立てについての決定に関する規則及び手続きは、施行細則に定める。

2.1.14. 審判制度

(1) 査定不服審判制度

拒絶査定に不服を申し立てる審判制度に関して、法 06 第 36 条に規定があり、民事最高裁判所に決定の取り消しを申し立てることができる。

法 06 第 36 条

本法第 20 条及び第 38 条を損なうことなく、利害関係人は、本法の規定に従って出された決定について、その決定の通知日から 30 日以内に、産業財産を管轄する機関に対して書面で申し立てることができる。不服申立ては、申立て日から 60 日以内に決定され、通知される。申立人は、不服申立ての却下の通知を受けた後 60 日以内に、民事最高裁判所において拒絶の査定を取り消すことができる。裁判所での取消しは、決定が出されて不服申立てが却下されない限り、又は決定の期日として定められた日がなんら通知なく経過しない限り、適用されない。

(2) 無効審判制度

無効審判に関して、法 06 第 29 条に規定があり、関係者はいつでも特許の取消を請求できる。

法 06 第 29 条

特許付与の拒絶が正当化される場合又は特許が欺罔、詐欺若しくは不正行為に基づい

て付与された場合、産業財産を管轄する行政官庁は、本法第 36 条の規定を損なうことなく、関係者の請求により、特許の登録を取消すという、理由を示した決定を出すことができる。登録取消しの申立てには手数料が課され、この申立て又はその決定に関する手続きは、施行細則で定める。

(3) 訂正審判制度

特許査定後の変更に関しては、これを受け付ける制度はない²⁶。

2.2. 審査基準・審査ガイドライン

本調査ではバーレーンの特許について、審査基準・審査ガイドラインは入手できなかった。

2.3. 審査業務

2.3.1. 出願から登録までの流れ

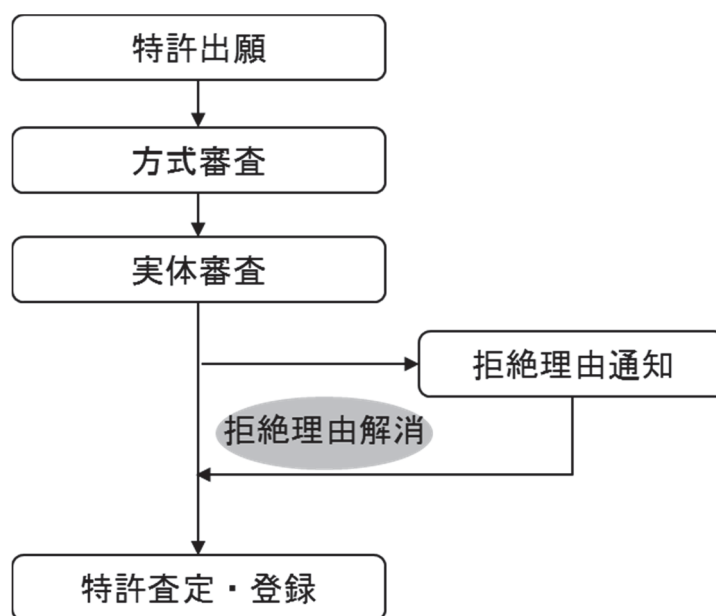


図 BH-1 出願から特許査定までの流れ²⁷

2.3.2. 使用分類

分類に関する条項は確認できなかった²⁸。

²⁶ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

²⁷ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

²⁸ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく情報によると分類に関する条文は未だ整備されていないとのこと。

2.3.3. 出願に用いる言語

アラビア語での出願が求められる²⁹。

2.3.4. 出願日の認定と出願書類

出願日は、出願様式、明細書、請求項、要約、図面、出願費用が提出された日とされるが、出願日の認定に関する条項は確認できなかった³⁰。

また、以下の書類が必要とされる³¹。

- (1) バーレーン又はアラブ諸国の領事認証を受けた出願人名義による署名済委任状³²
- (2) 特許明細書、次を含む（英語で記載する）：
 - (a) 発明の名称及び発明の簡単な説明（要約）
 - (b) 特許の明確な図面（該当する場合）
 - (c) 特許クレーム
- (3) 出願人及び発明者の氏名、住所、国籍
- (4) 優先権主張の場合には出願時の出願書類の写し

なお、オンラインでの出願は受け付けられていない³³。

2.3.5. 審査の手順

審査の流れによると、方式、新規性・進歩性が審査され、満たさないと判断された場合、30日以内に補正又は説明が求められる。補正が要件を満たせば、登録官によって受領され、官報に記載される。

ただし、バーレーン商工省知的財産部局は審査を開始していない³⁴。

2.3.6. 審査結果の通知及び応答

特許実用新案法に拒絶理由通知の応答に関する条項は確認できなかったが、規則第23条に関連規定があるとの情報があった³⁵。

²⁹ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づくによると規則第3条(1)に規定されている。なお、本規則は入手できなかった（以下、同様）。

³⁰ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

³¹ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.164」

³² SABA IP POA 資料, http://www.sabaip.com/documents/fe_downloadable/Bahrain-Power-of-Attorney-Patents-.pdf (最終アクセス日：2017年3月13日)

³³ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.164」

³⁴ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.164」及び本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

³⁵ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

2.3.7. 出願・登録手数料³⁶

手続きの種類	個人出願 人の手数料	企業出願 人の手数料
	(USD ³⁷)	(USD)
特許出願	106.10	212.20
公開及び付与手数料	132.63	265.25
名称若しくは住所の補正又は変更	26.53	53.05
譲渡の登録及び公告手数料	66.32	145.89
調査	53.05	106.10
代理人の変更登録	53.05	53.05
年金支払：		
－第2年度	106.10	212.20
－第3年度	111.41	222.81
－第4年度	116.71	233.42
－第5年度	122.02	244.03
－第6年度	127.32	254.64
－第7年度	132.63	265.25
－第8年度	137.93	275.86
－第9年度	143.24	286.47
－第10年度	148.54	297.08
－第11年度	153.85	307.69
－第12年度	159.15	318.30
－第13年度	164.46	328.91
－第14年度	169.76	339.52
－第15年度	175.07	350.13
－第16年度	180.37	360.74
－第17年度	185.68	371.35
－第18年度	190.98	381.96
－第19年度	196.29	392.57
－第20年度	201.59	403.18
年金の遅延支払	26.53	53.05

³⁶ AIPPI 「外国出願のためのマニュアル No.164」

³⁷ 為替レート 112 JPY / USD (2017年2月27日)

3. 実用新案

3.1. 実用新案制度の枠組み

3.1.1. 保護対象

実用新案における保護の対象は、法 04 第 30 条に規定され、新規性のみが求められる。

法 04 第 30 条

実用新案特許は、方法、工具、装置、その部品、物品、構成物の形態若しくは組合せ、又はその生産方法、並びに取引において使用されるその他の物における新たな技術的付加について、法の規定に従って付与される。

当事者は、条件を満たした場合には、実用新案特許出願を発明に係る特許出願に変更することができ、同様に、特許出願人は、その出願を実用新案特許出願に変更することができる。

上記の場合はいずれも、記録は、原出願日に基づくものとする。

3.1.2. 権利の存続期間

実用新案に関する権利の存続期間は、法 04 第 32 条に規定があり、10 年とされる。

法 04 第 32 条

実用新案特許の保護期間は、王国への実用新案特許の出願日から 10 年とする。

3.1.3. 権利の効力

実用新案の権利の効力は、法 04 第 11 条(b)に規定され、特許と同等である。

法 04 第 11 条

a. (省略)

b. 特許権者には、対象特許により、第三者が事前の許可なく以下の行為を行うことを禁止する権利が与えられる。

- 1- 対象特許が物品に係るものである場合、特許品の製造、利用、使用、販売の提供若しくは販売又はそれらを目的とした特許品の輸入。
- 2- 対象特許が物品の製造方法に係るものである場合、製造方法の使用、この方法によって直接生産された物品の使用、当該物品の販売の申し出、販売、又はそれらを目的とした当該物品の輸入。

3.1.4. 優先権

特許と同様、法06第6条に規定があり、パリ条約締結国に出願された実用新案に対し、優先権が認められる。ただし、期間について、条文上は6月とあるが、本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく情報では12月とされる。

法 06 第 6 条

工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国、又はその他の国であって、王国において遵守されている二国間条約若しくは国際条約によってその国の国民が内国民待遇を受けている国に特許出願がなされた場合、出願人又はこれについての権利を取得した者は、当該出願日後 6 か月以内に、本法に定める条件、要件及び手続きに従って、先の出願で請求されたのと同じの特許に関し、同様の出願を行うことができる。この場合、出願人又は権利を取得した者は、工業所有権の保護に関するパリ条約の第 4 条(d)の規定を遵守することを条件として、同条約の規定に従って優先権を享受する。

3.1.5. 新規性喪失の例外

特許と同様に法 06 第 2 条(e)に新規性喪失の例外規定があり、公式の博覧会、本人又は本人の許可を得た開示は、開示から 12 月の期間、開示と看做さない、とされる。

ただし、本条項に公式博覧会での開示から出願までの期間の限定がない（法 04 第 2 条には公式博覧会での開示から 12 月の期間とされる）。

法 06 第 2 条

- (a) 発明は、以前の産業技術状態に含まれていない場合には、新規であるとみなされる。
- (b) 発明は、特許の主題である当業者には明白でない場合には、進歩性を含むものとみなされるものとする。
- (c) 発明は、農業、漁業、サービス、手工芸品またはあらゆる種類の産業において幅広い意味で適用することが可能である場合、産業上の利用可能性があるものとみなされるものとする。
- (d) 発明の主題が、バーレーン又は海外の公衆に、書面で、口頭で、または使用によって、または本発明の内容を実現する他の方法によって、特許を付与する目的で出願した日又は要請による優先日より前に、公開されている場合、特許は付与されない。
- (e) 本条第(a)項、第(b)項、第(c)項及び第(d)項の適用上、以下の事項は、開示とみなされない。
 - 1- 発明の公衆への開示が、本法第 34 条に従って、公式な国際博覧会又は公式に認められた博覧会において行われた場合、当該開示に関するすべての詳細事項が特許申請書において開示されることを条件として、当該開示は問題とはならない。
 - 2- 発明が出願人によって又は出願人の許可を得て又は出願人を通じて開示され、その開示のすべてが特許出願前又は主張した優先日前 12 か月以内に行われた場合、当該発明の開示も問題とはならない。

3.1.6. 登録要件

前記、法 04 第 30 条にあるように、特許と異なり、実用新案の登録要件では、進歩性は要求されない。

3.1.7. 第三者による情報提供制度

第三者による情報提供制度はない³⁸。

3.1.8. 出願公開制度

出願公開制度はない³⁹。

3.1.9. 審査請求制度

審査請求制度は存在しない⁴⁰。

3.1.10. 秘密保持に関する制度

法 04 第 33 条に特許に関する条文を実用新案に準用する規定があり、特許に関する秘密保持に係る法 04 第 20 条が実用新案にも適用される。

法 04 第 33 条

この法律の第 2 条、第 3 条、第 5 条から第 11 条、第 13 条及び第 15 条から第 29 条に規定される発明の特許に関する規定は、実用新案特許に適用される。

法 04 第 20 条

対象発明が国防又は公共の治安に関する重要な事項に係るものであると貿易省の管轄官庁が判断した場合、当該官庁は、状況に応じて防衛省又は内務省のいずれかに対し、特許出願及び添付書類を直ちに秘密扱いで通知するものとする。この場合、防衛省又は内務省は、特許を購入すること若しくは出願人との間で利用に係る契約を締結することと引き替えに、又は本法の規定に従って強制的ライセンスの規定を適用することによって、各書類の受領から 90 日以内に特許出願に異議を申し立てることができる。

3.1.11. 分割に関する制度

特許と同様に規則第 21 条に規定があり、査定前であれば何時でも分割できる⁴¹、とされている。

3.1.12. 出願の変更に関する制度

実用新案出願を特許出願に変更する制度に係る規定は、法 04 第 30 条にあり、出願日は、当初の出願日が維持される。

³⁸ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

³⁹ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁴⁰ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁴¹ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

法 04 第 30 条

実用新案特許は、方法、工具、装置、その部品、物品、構成物の形態若しくは組合せ、又はその生産方法、並びに取引において使用されるその他の物における新たな技術的付加について、法の規定に従って付与される。

当事者は、条件を満たした場合には、実用新案特許出願を発明に係る特許出願に変更することができ、同様に、特許出願人は、その出願を実用新案特許出願に変更することができる。

上記の場合はいずれも、記録は、原出願日に基づくものとする。

3.1.13. 異議申立てに関する制度

法 04 第 33 条によって準用される法 04 第 19 条に規定があり、登録証が発行された後、何人も登録された特許を閲覧でき、関係者は公告から 60 日の間、異議申立てが可能である。

法 04 第 33 条

この法律の第 2 条、第 3 条、第 5 条から第 11 条、第 13 条及び第 15 条から第 29 条に規定される発明の特許に関する規定は、実用新案特許に適用される。

法 04 第 19 条

貿易省の管轄行政官庁は、必要な条件を満たしていることを確認するため、特許出願及びその添付書類を審査する。同官庁は、その判断を行うために必要と判断する修正及び条件を求めることができる。

同官庁は、本条に定めるすべての条件を満たす出願について、施行細則に定める態様、期日及び方法で、特許出願についての査定を出すものとする。

特許登録査定が出た場合、何人も、特許及び登録簿の記録の閲覧を請求することができる。利害関係人は、その公告から 60 日以内に、特許の登録査定手続きについて、管轄官庁に書面で異議を申し立てることができる。この場合、異議申立ては、その理由を示さなければならない。

異議申立てには、手数料が課される。

異議申立てについての決定に関する規則及び手続きは、施行細則に定める。

3.1.14. 審判制度

(1) 査定不服審判制度

特許と同様に、拒絶査定に不服を申し立てる審判制度に関して、法 06 第 36 条に規定があり、民事最高裁判所に決定の取り消しを申し立てることができる。

法 06 第 36 条

本法第 20 条及び第 38 条を損なうことなく、利害関係人は、本法の規定に従って出さ

れた決定について、その決定の通知日から 30 日以内に、産業財産を管轄する機関に対して書面で申し立てることができる。不服申立ては、申立て日から 60 日以内に決定され、通知される。申立人は、不服申立ての却下の通知を受けた後 60 日以内に、民事最高裁判所において拒絶の査定を取り消すことができる。裁判所での取消しは、決定が出されて不服申立てが却下されない限り、又は決定の期日として定められた日がなんら通知なく経過しない限り、適用されない。

(2) 無効審判制度

特許と同様に、無効審判に関して、法 06 第 29 条に規定があり、関係者は何時でも特許の取消を請求できる。

法 06 第 29 条

特許付与の拒絶が正当化される場合又は特許が欺罔、詐欺若しくは不正行為に基づいて付与された場合、産業財産を管轄する行政官庁は、本法第 36 条の規定を損なうことなく、関係者の請求により、特許の登録を取消するという、理由を示した決定を出すことができる。登録取消しの申立てには手数料が課され、この申立て又はその決定に関する手続きは、施行細則で定める。

(3) 訂正審判制度

実用新案登録後の変更に関しては、これを受け付ける制度はない⁴²。

3.2. 審査基準・審査ガイドライン

バーレーンの実用新案について、審査基準・審査ガイドラインは本調査では入手できなかった。

⁴² 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

3.3. 審査業務

3.3.1. 出願から登録までの流れ

前記、特許での流れと同様になるが、進歩性は問われない⁴³。

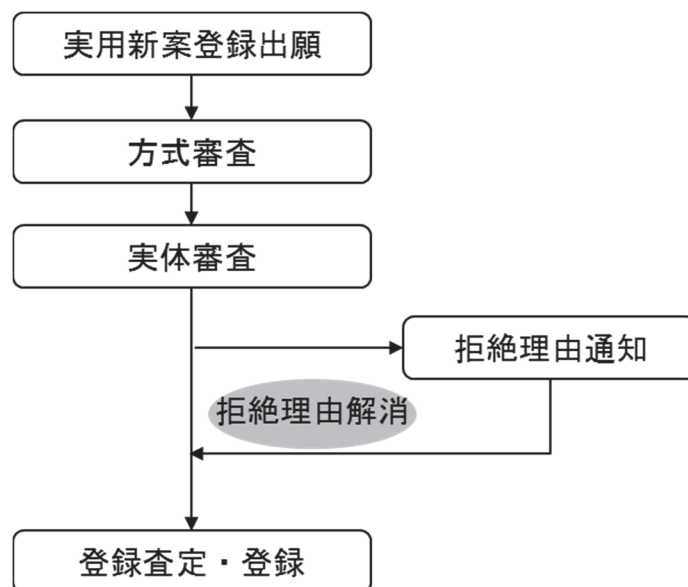


図 BH-2 出願から登録査定までの流れ⁴⁴

3.3.2. 使用分類

分類に関する条項は確認できなかった⁴⁵。

3.3.3. 出願に用いる言語

アラビア語での出願が求められる⁴⁶。

3.3.4. 出願日の認定と出願書類

特許と同様に、出願日は、出願様式、明細書、請求項、要約、図面、出願費用が提出された日とされるが、出願日の認定に関する条項は確認できなかった⁴⁷。

なお、特許と同様に、委任状等が必要とされる⁴⁸。

⁴³ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁴⁴ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁴⁵ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく情報によると分類に関する条文は未だ整備されていないとのこと。

⁴⁶ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく情報によると規則第3条(1)に規定されているとのこと。ただし、規則は入手できていない。

⁴⁷ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁴⁸ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

3.3.5. 審査の手順

特許と同様の手順であり、方式、新規性が審査され、満たさないと判断された場合、30日以内に補正又は説明が求められる。補正が要件を満たせば、登録官によって受領され、官報に記載される⁴⁹。

ただし、バーレーン商工省知的財産部局は審査を開始していない⁵⁰。

3.3.6. 審査結果の通知及び応答

特許実用新案法に拒絶理由通知の応答に関する条項は確認できなかったが、規則第23条に関連規定があるとの情報があった⁵¹。

3.3.7. 出願・登録手数料

本調査では情報が得られなかった。

⁴⁹ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.164」

⁵⁰ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.164」

⁵¹ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

4. 意匠

4.1. 意匠制度の枠組み

4.1.1. 保護対象

2006年法律 No.6 工業図面及びモデル法（以下、「法」）第1条に定義があり、彩色された又は彩色されない線の配置、又は3次元の彩色された又は彩色されない線の配置が工業的図面又はモデルである、としている（アラビア語から英訳された条文には「design」という語を使用しておらず「drawing and model」としている）。

保護されないものとして、法第3条に登録されない意匠が規定されている。

法第1条

線及び色の配置又は彩色された若しくは彩色されない三次元形状を工業的図面又はモデルとみなす。

法第3条

以下のものは、工業的図面又はモデルとして登録されない。

1. 物品の技術的又は専門的な検討を一般的に必要とする工業的図面又はモデル
2. 一般法又は法規範に違反する図面又はモデル
3. 宗教的なシンボル又は王国その他の国の印章若しくは旗を含む図面又はモデル
4. 登録商標又は周知商標と同一又は類似する図面又はモデル

4.1.2. 権利の存続期間

法第13条に規定があり、出願から10年であり、更新の申請を行うと5年の期間延長が認められる。

法第13条

工業的図面又はモデルの保護期間は、王国への登録出願日から10年とする。権利者が保護期間の最終年に更新出願を行った場合、保護は、更に5年間延長される。ただし、権利者は、当初の期間の満了日後6か月以内に更新出願を行うことができる。更新保護出願は、施行規則に定める方法で行うものとする。

4.1.3. 権利の効力

法第12条に規定があり、登録意匠の第三者による製造、販売、該意匠を含む又は本質的に異なる物品の商業目的の輸入を禁じている。

法第12条

本法による保護は、工業的図面又はモデルの権利者に、当該工業的図面又はモデルの形状を取る物品又は当該工業的図面若しくはモデルを含む物品又は当該工業的図面若しくはモデルと本質的に異なる物品が商業目的のものである場合に、第三者が当該物品の製造、販売又は輸入を行うことを禁止する権利を与えるものである。

また、法第 30 条に罰則規定があり、罰金等を規定している。

法第 30 条

他の法律に定めるより厳格な処罰を損なうことなく、以下のことを行った者は、3 か月以上 1 年以下の懲役若しくは 500 ディナール以上 2,000 ディナール以下の罰金又はその両方を科される。

a. 本法の規定に従って登録された工業的図面若しくはモデル又は当該工業的図面若しくはモデルと本質的に異なる工業的図面若しくはモデルを商業目的で利用した者

b. 本法の規定に従って登録された工業的図面又はモデルの形状を取る物品又は当該工業的図面若しくはモデルと本質的に異なる工業的図面若しくはモデルを販売し、販売のために展示し、外国から輸入し、又は商業目的のために取得した者

裁判所は、刑を言い渡された者の負担において、決定を日刊紙に一回又は複数回公表するよう命じることができる。

犯罪が繰り返された場合、懲役期間は、6 か月以上 2 年以下とし、1,000 ディナール以上 4,000 ディナール以下の罰金、又は 15 日以上 6 か月以下の商業的店舗若しくはプロジェクトの閉鎖又は活動の中止（いずれか該当するもの）という 2 つの罰のうちの 1 つが科される。その決定は、刑を言い渡された者の負担において、日刊紙に一回又は複数回公表される。

有罪判決が出された場合、裁判所は、犯罪行為から生じた事物を、そのために使用された工具及び装置と共に没収又は破棄するよう命じることができる。無罪とする場合であっても、それが傷害を招いたとき又は本法に定める権利の侵害に使用されたときは、裁判所は、上記の事物を没収又は破棄するよう命じることができる。

4.1.4. 優先権

法第 7 条に規定があり、パリ条約加盟国での出願から 6 月の優先権を認めている。

法第 7 条

世界貿易機関の加盟国、工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国、又は王国を同様に取り扱っている国に工業的図面又はモデルの登録出願がなされた場合、出願人又はこれについての権利を取得した者は、その海外での登録出願日後 6 か月以内に、本法に定める条件、要件及び手続きに従って、同一の工業的図面又はモデルについて出願を行うことができる。

この場合、最初の出願日を優先権の基礎とみなす。

4.1.5. 新規性喪失の例外

新規性喪失の例外規定に関して、法第 2 条 b に規定され、法律に反した第三者による開示の場合、6 月の期間、新規性を阻害しない。

法第 2 条

a. 工業的図面又はモデルは、登録後は、本法に定める保護を受けるものとし、以下の

条件を満たすことを条件として登録されるものとする。

1. 独自に出願され、かつ、新規性があること。
2. 工業又は手工業において利用可能であり、かつ、工業製品又は手工芸品として特徴的であること。
3. バーレーンにおいてか外国においてかにかかわらず方法を問わず公衆に開示されていないこと（登録出願日又は登録出願の優先日があるときは優先日より前の使用又は公表を含む）。

b. 前条(1)に定める新規性の例外として、工業的図面又はモデルは、世界貿易機関の加盟国、工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国、王国を同様に取り扱っている国への登録出願後に何らかの方法で公衆に開示された場合、又は第三者による明らかな濫用若しくは違法な行為によって開示が行われた場合には、それが王国への登録出願日又は登録出願の優先日があるときは優先日より前の6か月間になされたときに限り、新規性を喪失しない。施行規則では、優先権を享受する手続きを定めるものとする。

4.1.6. 登録要件

意匠の登録要件については法第2条aに規定があり、独創的で新規性のあるもの、としている。

法第2条

a. 工業的図面又はモデルは、登録後は、本法に定める保護を受けるものとし、以下の条件を満たすことを条件として登録されるものとする。

1. 独自に出願され、かつ、新規性があること。
2. 工業又は手工業において利用可能であり、かつ、工業製品又は手工芸品として特徴的であること。
3. バーレーンにおいてか外国においてかにかかわらず方法を問わず公衆に開示されていないこと（登録出願日又は登録出願の優先日があるときは優先日より前の使用又は公表を含む）。

b. 前条(1)に定める新規性の例外として、工業的図面又はモデルは、世界貿易機関の加盟国、工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国、王国を同様に取り扱っている国への登録出願後に何らかの方法で公衆に開示された場合、又は第三者による明らかな濫用若しくは違法な行為によって開示が行われた場合には、それが王国への登録出願日又は登録出願の優先日があるときは優先日より前の6か月間になされたときに限り、新規性を喪失しない。施行規則では、優先権を享受する手続きを定めるものとする。

4.1.7. 第三者による情報提供制度

第三者による情報提供制度に関する条項は確認できなかった。

4.1.8. 出願公開制度

意匠の出願公開制度はない⁵²。

4.1.9. 審査請求制度

審査請求制度は存在しない⁵³。

4.1.10. 秘密保持に関する制度⁵⁴

秘密意匠制度及び公開繰延制度はない。

4.1.11. 分割に関する制度

意匠の分割に関する制度はない⁵⁵。

4.1.12. 出願の変更に関する制度

意匠を特許又は実用新案に変更する制度はない⁵⁶。

4.1.13. 異議申立てに関する制度

異議申立てに関する制度はない⁵⁷。

4.1.14. 審判制度

(1) 査定不服審判制度

拒絶査定に対する不服は、査定から 30 日以内に申し立てることができ、規定は規則第 28 条とされる⁵⁸。

その他の規定として法 06 第 26 条に意匠に関する決定に対して、民事最高裁判所に不服を申し立てることができる規定があるが、英文の内容が不明瞭である（以下、翻訳を試みた結果を示す）。

法 06 第 26 条

Any concerned person may appeal in writing to the Minister of Industry and Commerce against any decision issued according to the provisions of this law within thirty days as of being aware of the decision.

関係者は、本法律の条文に従った決定に対し、決定の通知から 30 日以内に、商工大臣に書面による申立てができる。

The appeal shall be decided on.

⁵² 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁵³ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁵⁴ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁵⁵ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁵⁶ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁵⁷ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁵⁸ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

申立ては決定される。

The concerned person shall be informed of that by means of writing within sixty days of the date of his appeal.

関係者は、その申立てから 60 日以内に、書面によって（決定を）通知される。

The petitioner may appeal the rejection decision before the Civil Supreme Court within sixty days of being informed of the rejection of his appeal or the lapse of the date specified in the previous clause for deciding it without notification.

申立人は、民事最高裁判所に対して、申立ての棄却を通知された日から 60 日以内、または決定のための前項によって規定される日限の終了する時点まで、通知なしに申立ての棄却決定に対して申し立てることができる。

The appeal before court shall not be except before raising an appeal against the decision and the issuance of decision abrogating the appeal, or the lapse of the date specified for deciding it without notification.

裁判所に対する申立ては、決定に対する申立てが提起される以前及び申立てを取り消す決定の発行の以前、また通知なしにその決定の規定する日限であってはならない。

また、拒絶査定に対して不服を申し立てる制度は規則第 28 条に規定され、拒絶査定から 30 日以内に申し立てを行うことができる⁵⁹という情報があったが、本調査では規則が入手できず、詳細な情報は得られなかった。

(2) 無効審判制度

法第 23 条により無効な意匠登録の取消を申し立てることができる。

法第 23 条

商工省の所管官庁は、いつでも、それ自体の動議、または利害関係人の要請に応じて、実施規則で規定されている規則、手続および方法に従って、この法律の規定が違反されていることが証明された場合には、工業的図面またはモデル登録を取り消すための適切な決定を発行する。この条項に従って提出された申請については、手数料を支払うものとする。

(3) 訂正審判制度

法第 19 条によれば登録意匠の変更も可能であると思われる。

法第 19 条

商工省の管轄官庁は、いつでも自らの動議又は利害関係人の要請により適切な決定により無視されている可能性のある意匠又はモデル登録簿に詳細を追加する、または現実にはそぐわない又は不正に取り入れられた細部を省略することを決定し、実施規則によって規定された規則、手続および方法に従って、通知が公表されるものとする。

⁵⁹ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

4.2. 審査基準・審査ガイドライン

本調査では、バーレーンの意匠について、審査基準・審査ガイドラインは入手できなかった。

4.3. 審査業務

4.3.1. 出願から登録までの流れ

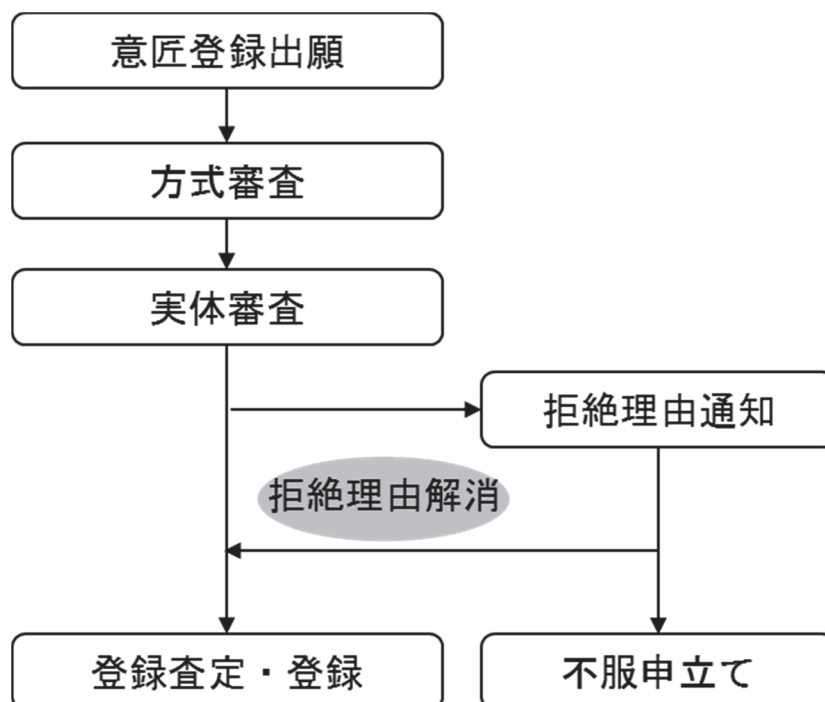


図 BH-3 出願から登録査定までの流れ⁶⁰

4.3.2. 使用分類

使用される分類に関して、規定されていない⁶¹。

4.3.3. 出願に用いる言語

出願に用いる言語は、規則第 2 条に規定され、アラビア語である⁶²。

4.3.4. 出願日の認定と出願書類

出願日の認定に必要な書類は、出願様式、図面、出願費用であり、規則第 5 条に規定されている⁶³。

⁶⁰ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁶¹ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁶² 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁶³ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

また、以下の書類が必要とされる⁶⁴。

- (a) 出願人の有資格署名人が署名した委任状（バーレーン又はアラブ諸国の領事認証を受けたもの）⁶⁵
- (b) 次の4種類の書類のいずれか1つ：
 - (i) 優先権主張の場合には優先権書類の証明付謄本
 - (ii) 意匠の対応する本国又は外国の出願／登録の証明付謄本
 - (iii) 出願人の企業の法人証明書
 - (iv) 商業登記官が発行した証明書

これらの書類はアラブ諸国の領事認証を受けなければならない。アラビア語又は英語以外の言語による書類の場合には、アラビア語又は英語の翻訳文を提出しなければならない。
- (c) 各意匠の図面3セット
- (d) 出願人の完全な詳細(氏名, 住所, 国籍を含む)

また、オンラインでの出願は受け付けられていない⁶⁶。

4.3.5. 審査の手順

法第15条から18条に審査の流れが規定されている⁶⁷。

出願は出願人又はその継承者によって、商工省（Ministry of Industry and Commerce）当局に提出される。出願は50以下の複数の意匠を含むことができる。海外で出願された先の出願情報及び審査結果も提出する。

登録されるまでの間であれば取下げ・訂正が可能。

当局は出願が規則に規定される要件を満たしているか審査し、必要があれば補正を要求する。当局は方式が整った出願がなされてから60日以内に決定を下し、決定から30日以内に出願人に通知する。

登録が許可された場合、決定は規則に従った方法で宣言され、権利が発生する。

法第15条

工業的図面又はモデルの登録出願は、発明者又はその権利承継人が、そのために定められた特別な様式を使用して、本法に定める規定並びに施行規則に定める要件、条件及び手続きに従って、商工省の管轄官庁に対して行う。出願には、全体として同種のユニットであることを条件として、50以下の複数の図面又はモデルを含めることができる。いかなる場合においても、出願人は、同一の工業的図面又はモデルに関して既に自らが海外において行った出願に関するデータであって、その目的物に関連するもの、及び当該出願の査定に係る決定を提供するものとする。

⁶⁴ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.164」

⁶⁵ SABA IP POA 資料, http://www.sabaip.com/documents/fe_downloadable/Bahrain-Power-of-Attorney-Patents-.pdf (最終アクセス日: 2017年3月13日)

⁶⁶ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.164」

⁶⁷ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく情報によると、現状、意匠は無審査で登録されるとのこと。

法第 16 条

工業的図面又はモデルの出願人は、登録査定前であればいつでも、施行規則に定める手続きに従い、出願を取り下げる事又は出願及びその同封物⁶⁸の重大な誤りを訂正することができる。

法第 17 条

a. 商工省の管轄官庁は、工業的図面又はモデルの登録出願及びその同封物⁶⁹を審査し、出願が施行規則に定める所定の方式要件を満たしていることを確認する。当該官庁は、出願について当該官庁が必要と判断する補正を行うこと及び出願に関して当該官庁が必要であると判断することを行うことを求めることができる。

b. 商工省の管轄官庁は、前項に定める前提条件を満たした後 60 日以内に、工業的図面又はモデルの登録出願の許可についての決定を出すものとする。決定が工業的図面又はモデルの登録出願を拒絶するものである場合、この決定は、根拠のあるものでなければならず、決定後 30 日以内に、封筒のない受領書⁷⁰によって出願人に通知されるものとする。

法第 18 条

工業的図面又はモデルの登録出願を許可する決定は、施行規則に定める方法で宣言される。当事者には、登録後直ちに、工業的図面又はモデルの登録を記載した公式文書が提供される。この文書には、そのために同省が作成した様式に従って、商工省の印が押される。

4.3.6. 審査結果の通知及び応答

法第 17 条の規定により、審査結果が通知される。出願人は、法第 16 条の規定により、拒絶理由通知への応答として、意匠の補正は登録までの間、何時でも提出することができる。

応答までの期限は確認できなかった。

法第 17 条

a. 商工省の管轄官庁は、工業的図面又はモデルの登録出願及びその同封物⁷¹を審査し、出願が施行規則に定める所定の方式要件を満たしていることを確認する。当該官庁は、出願について当該官庁が必要と判断する補正を行うこと及び出願に関して当該

⁶⁸ 英文で「enclosures」と記されている。

⁶⁹ 英文で「enclosures」と記されている。

⁷⁰ 英文で「without an envelope」と記されている。

⁷¹ 英文で「enclosures」と記されている。

官庁が必要であると判断することを行うことを求めることができる。
 b. 商工省の管轄官庁は、前項に定める前提条件を満たした後 60 日以内に、工業的図面又はモデルの登録出願の許可についての決定を出すものとする。決定が工業的図面又はモデルの登録出願を拒絶するものである場合、この決定は、根拠のあるものでなければならず、決定後 30 日以内に、封筒のない受領書⁷²によって出願人に通知されるものとする。

法第 16 条
 工業的図面又はモデルの出願人は、登録査定前であればいつでも、施行規則に定める手続きに従い、出願を取り下げる事又は出願及びその同封物⁷³の重大な誤りを訂正することができる。

4.3.7. 出願・登録手数料⁷⁴

	USD ⁷⁵
意匠出願	106.00
意匠出願の公告	53.00
意匠出願の登録手数料	93.00
意匠登録の取消	53.00
公報における取消の公告	53.00

第 2 年度からの年金：

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
手数料	106.00	112.00	117.00	122.00	127.00	133.00	138.00
	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
	143.00	149.00	154.00	159.00	165.00	170.00	175.00

意匠年金の遅延支払の追加手数料	53.00
意匠登録の更新手数料	106.00
登録前の意匠出願の補正	53.00
意匠登録簿からのコピー又はデータ取得	11.00
意匠権者の氏名及び／又は住所変更登録	53.00

⁷² 英文で「without an envelope」と記されている。

⁷³ 英文で「enclosures」と記されている。

⁷⁴ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.164」

⁷⁵ 為替レート 112JPY/USD (2017.02.27)

意匠登録の譲渡登録	53.00
ライセンス契約の登録	53.00
ライセンス/所有権の譲渡/質権設定又は補正申請の公告手数料	53.00
申立手続	160.00
意匠調査	53.00
代理人の変更登録	27.00
期間延長請求	27.00
意匠図面の彩色付写し取得	22.00

5. 商標

5.1. 商標制度の枠組み

5.1.1. 保護対象

2014年法律 No.6 商標法（GCC 商標法）（本章では「法」と表記する）第2条に規定があり、新しいタイプの商標も保護される。

法第2条

商標：名称、文言、シグネチャー、キャラクター、記号、数字、題名、印章、図面、画像、刻印、梱包、図形的要素、形状又は色、色群又は色の組合せ、その他の標識又は標識群等の識別的形状をとるもので、ある事業体の商品若しくは役務を他人の商品若しくは役務から識別するため又はある役務を行っていることを示すため又は商品若しくは役務の管理若しくは検査を行うためにこれらが使用されているか又は使用が意図されている場合。

音又は匂いの標識は、商標とみなすことができる。

法第3条に保護されない要素が記載されている。

法第3条

以下のいずれかに該当する商標又はその一部は、商標とはみなされず、また、登録されない。

- 1- 識別力がない標章又は商品及び役務について習慣によって付されている普通名称に過ぎない情報若しくは商品のありふれた図及び一般的な写真からなる標章
- 2- 不道徳又は公的規制に反する表現、図又は標章
- 3- 湾岸協力会議（GCC）諸国、その他の諸国、アラブ機構若しくは国際機構若しくははその機関に帰属する公的なスローガン、旗、軍の紋章及び勲章並びに自国及び外国の賞及び硬貨及び紙幣並びにその他の標識、又はこれらの模倣
- 4- 赤新月社又は赤十字の標識及びこれらに類似するその他の標識並びにこれらの模倣
- 5- 純粹に宗教的なシンボルと同一又は類似する標章
- 6- 地理的名称及び情報であって、その使用が商品又は役務の出所又は原産地に関する混同を引き起こすおそれがあるもの
- 7- 人の姓名、写真又はロゴ。ただし、本人又はその相続人がその使用について事前に同意した場合はこの限りでない。
- 8- 法的に授与されたことを登録出願人が証明できない名誉学位又は学位に関する情報
- 9- 公衆を誤解させるおそれのある標章又は商品若しくは役務の原産地若しくは出所についての虚偽の情報若しくはその他の説明を含む標章及び偽装、模倣又は偽造された商号を含むその他の標章
- 10- 管轄官庁によって出された決定に従って、取引することが禁止されている自然人又は法人が所有する標章
- 11- 他人が同一の商品、役務又は関連する商品若しくは役務について既に出願又は登録した標章と同一又は類似の商標であって、登録される商標の使用が、他の所有者の

登録された商品若しくは役務を連想させるか又は他の所有者の利益を害するおそれがあるもの

12- ある商品又は役務の標章であって、それを登録することにより、従前の標章によって識別されている商品又は役務の価値を低下させるおそれがあるもの

13- 他人が所有する著名商標又はその一部のコピー、模倣又は翻訳である標章であって、当該著名商標によって識別されている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務を識別するために使用されるもの

14- 他人が所有する著名商標又はその重要な部分のコピー、模倣又は翻訳である標章であって、当該著名商標によって識別されている商品又は役務と同一又は類似でない商品又は役務を識別するために使用されるもので、そのような使用により、当該商品又は役務と著名商標との関係を示し、著名商標の所有者の利益を害するおそれがあるもの

15- 以下の文言又は表現を含む標章：特権「フランチャイズ」、登録された「登録意匠」又は著作権又はこれらに類似する文言又は表現

5.1.2. 権利の存続期間

法第 20 条 1 項に規定があり、存続期間は 10 年とされ、10 年ごとの更新が可能である。

法第 20 条

1- 商標の登録後の保護期間は 10 年である。権利者がこの保護を同様の期間継続することを希望する場合、権利者は、本法（規則）及びその施行規則に定める条件に従って、最終年に更新出願を行わなければならない。

（以下、省略）

5.1.3. 権利の効力

法第 38 条に規定があり、登録商標は権利者の許可なく第三者が使用し、誤認行動を招くことを禁じている。

法第 38 条

1- 権利者は、模倣品若しくは偽造品又は自己の登録商標に類似する標章を付した商品の輸入が何らかの形で公衆の誤認を引き起こす可能性があると考えた正当な理由がある場合、当該商品の通関を差し止め、取引を認めさせないため、通関の管轄官庁に書面で申し立てることができる。

（以下、省略）

5.1.4. 優先権

法第 11 条に規定があり、先の出願から 6 月の優先権が認められる。

注) 旧法（2006 年法）にはパリ条約関連の条項が記載されていたが、新法には記載がない。

法第 11 条

出願人又はその譲受人は、湾岸協力会議（GCC）の加盟国が締約国となっている多国間条約の締約国においてなされた先の出願に基づく優先権の利益を受けようとする場合、出願に利用する優先権の基礎となる登録出願日から 6 か月以内に、先の出願の写し並びに先の出願の日付、番号及び出願国を記載した確認書を出願に同封するものとする。本条の定めを遵守しない場合には、その主張する権利を喪失することになる。

5.1.5. 新規性喪失の例外

新規性喪失の例外に関する条項は確認できなかった。

5.1.6. 登録要件

法第 3 条に登録されない標章が規定されている。

法第 3 条

以下のいずれかに該当する商標又はその一部は、商標とはみなされず、また、登録されない。

- 1- 識別力がない標章又は商品及び役務について習慣によって付されている普通名称に過ぎない情報若しくは商品のありふれた図及び一般的な写真からなる標章
- 2- 不道徳又は公的規制に反する表現、図又は標章
- 3- 湾岸協力会議（GCC）諸国、その他の諸国、アラブ機構若しくは国際機構若しくははその機関に帰属する公的なスローガン、旗、軍の紋章及び勲章並びに自国及び外国の賞及び硬貨及び紙幣並びにその他の標識、又はこれらの模倣
- 4- 赤新月社又は赤十字の標識及びこれらに類似するその他の標識並びにこれらの模倣
- 5- 純粹に宗教的なシンボルと同一又は類似する標章
- 6- 地理的名称及び情報であって、その使用が商品又は役務の出所又は原産地に関する混同を引き起こすおそれがあるもの
- 7- 人の姓名、写真又はロゴ。ただし、本人又はその相続人がその使用について事前に同意した場合はこの限りでない。
- 8- 法的に授与されたことを登録出願人が証明できない名誉学位又は学位に関する情報
- 9- 公衆を誤解させるおそれのある標章又は商品若しくは役務の原産地若しくは出所についての虚偽の情報若しくはその他の説明を含む標章及び偽装、模倣又は偽造された商号を含むその他の標章
- 10- 管轄官庁によって出された決定に従って、取引することが禁止されている自然人又は法人が所有する標章
- 11- 他人が同一の商品、役務又は関連する商品若しくは役務について既に出願 又は登録した標章と同一又は類似の商標であって、登録される商標の使用が、他の所有者の登録された商品若しくは役務を連想させるか又は他の所有者の利益を害するおそれがあるもの
- 12- ある商品又は役務の標章であって、それを登録することにより、従前の標章によ

- って識別されている商品又は役務の価値を低下させるおそれがあるもの
- 13- 他人が所有する著名商標又はその一部のコピー、模倣又は翻訳である標章であって、当該著名商標によって識別されている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務を識別するために使用されるもの
- 14- 他人が所有する著名商標又はその重要な部分のコピー、模倣又は翻訳である標章であって、当該著名商標によって識別されている商品又は役務と同一又は類似でない商品又は役務を識別するために使用されるもので、そのような使用により、当該商品又は役務と著名商標との関係を示し、著名商標の所有者の利益を害するおそれがあるもの
- 15- 以下の文言又は表現を含む標章：特権「フランチャイズ」、登録された「登録意匠」又は著作権又はこれらに類似する文言又は表現

5.1.7. 第三者による情報提供制度

第三者による情報提供の制度はない⁷⁶。

5.1.8. 出願公開制度

出願公開の制度はない⁷⁷が、法第 14 条に次の規定があり、登録申請のあった標章を開示し、異議を受け付ける制度がある。

法第 14 条

- 1- 管轄官庁が商標を許可した場合、管轄官庁は、本法（規則）の施行規則に定める公開方法により、登録前にこれを公開するものとし、登録の出願人が公開費用を負担する。
- 2- すべての利害関係人は、公開日から 60 日以内に、標章の登録について異議申立書を提出することができる。管轄官庁は、その提出日から 30 日以内に、異議申立書の写しを登録出願人に提供する。登録出願人は、異議申立ての通知日から 60 日以内に、異議申立てに対する回答書を管轄官庁に提供するものとする。回答がない場合には、登録出願は、放棄されたものとみなす。

5.1.9. 審査請求制度

審査請求制度は存在しない⁷⁸。

5.1.10. 秘密保持に関する制度

秘密商標に関する制度はない⁷⁹。

⁷⁶ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁷⁷ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁷⁸ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁷⁹ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

5.1.11. 分割に関する制度

商標の分割に関する制度はない⁸⁰。

5.1.12. 出願の変更に関する制度

商標登録について秘密保持に関する制度はない⁸¹。

5.1.13. 異議申立てに関する制度

法第 14 条に規定があり、60 日間の公開（公告）の間、異議を受け付ける制度がある。

法第 14 条

- 1- 管轄官庁が商標を許可した場合、管轄官庁は、本法（規則）の施行規則に定める公開方法により、登録前にこれを公開するものとし、登録の出願人が公開費用を負担する。
- 2- すべての利害関係人は、公開日から 60 日以内に、標章の登録について異議申立書を提出することができる。管轄官庁は、その提出日から 30 日以内に、異議申立書の写しを登録出願人に提供する。登録出願人は、異議申立ての通知日から 60 日以内に、異議申立てに対する回答書を管轄官庁に提供するものとする。回答がない場合には、登録出願は、放棄されたものとみなす。

5.1.14. 審判制度

(1) 査定不服審判制度

商標の拒絶査定に対する不服審判に関して、法第 13 条に規定があり、規則（未入手）で指定された委員会に対し、拒絶査定後 60 日以内に申し立てる。また、不服申立てが棄却された場合、棄却決定後 60 日以内に裁判所へ提訴することができる。

法第 13 条

1. 登録出願人又はその代理人は、管轄官庁による登録の拒絶に不服を申し立てることができる。ただし、その不服申立ては、査定の通知日から 60 日以内に、本法（規則）の施行規則で定める委員会に対して行う。登録出願人又はその代理人は、決定の通知日から 60 日以内に、専門裁判所において委員会の決定を争うことができる。
(以下、省略)

(2) 無効審判制度

法第 22 条に規定があり、不適切な商標の取消を求めることができる。

⁸⁰ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁸¹ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

法第 22 条

管轄官庁と関係者は、この法律第 7 条の規定を害することなく、管轄裁判所に不適切な登録商標の取消を請求することができ、管轄官庁は最終判決が出されると直ちに商標を取り消さなければならない。

(3) 訂正審判制度

法第 18 条、法第 19 条に規定があり、登録された商標に対し、変更が受け付けられる。

法第 18 条

以前に登録された標章の所有者は、標章の識別性を実質的に損なわない限り、管轄官庁に対して、いつでも、その標章の追加又は変更を求める要求を出願することができ、管轄官庁は出願について元の登録出願と同様の条件及び手順に従い決定する。そのような決定は、これらの申請に対して発行された決定について承認されたのと同じ方法で審判と異議を受けることができる。

法第 19 条

管轄当局は、見落とされている可能性のあるデータを登録簿に登録することができ、同様に虚偽であると判明した情報、または正式に登録されていない情報を修正または抹消することがある。

関係者は、管轄裁判所に対し、所管官庁が行う関連する手続を訴えることができる。

また、規則第 16 条に規定があり、登録された商標の登録情報の訂正、対象商品の削除などが可能である。

規則第 16 条

既に登録されている商標の権利者は、規定の料金の支払いの後、専用の様式に従って、以下の商標登録簿の情報を訂正することができる：

1. 商標の所有者の名前、住所、職業または国籍、法人の場合は、その名称と住所、の変更がすべて記録される。
2. マークが登録されているいくつかの商品と役務を削除すること。
3. 代理人の名前及び／又は住所を変更すること。

5.2. 審査基準・審査ガイドライン

本調査ではバーレーンの審査基準・審査ガイドラインに関する情報は得られなかった。

5.3. 審査業務

5.3.1. 出願から登録までの流れ

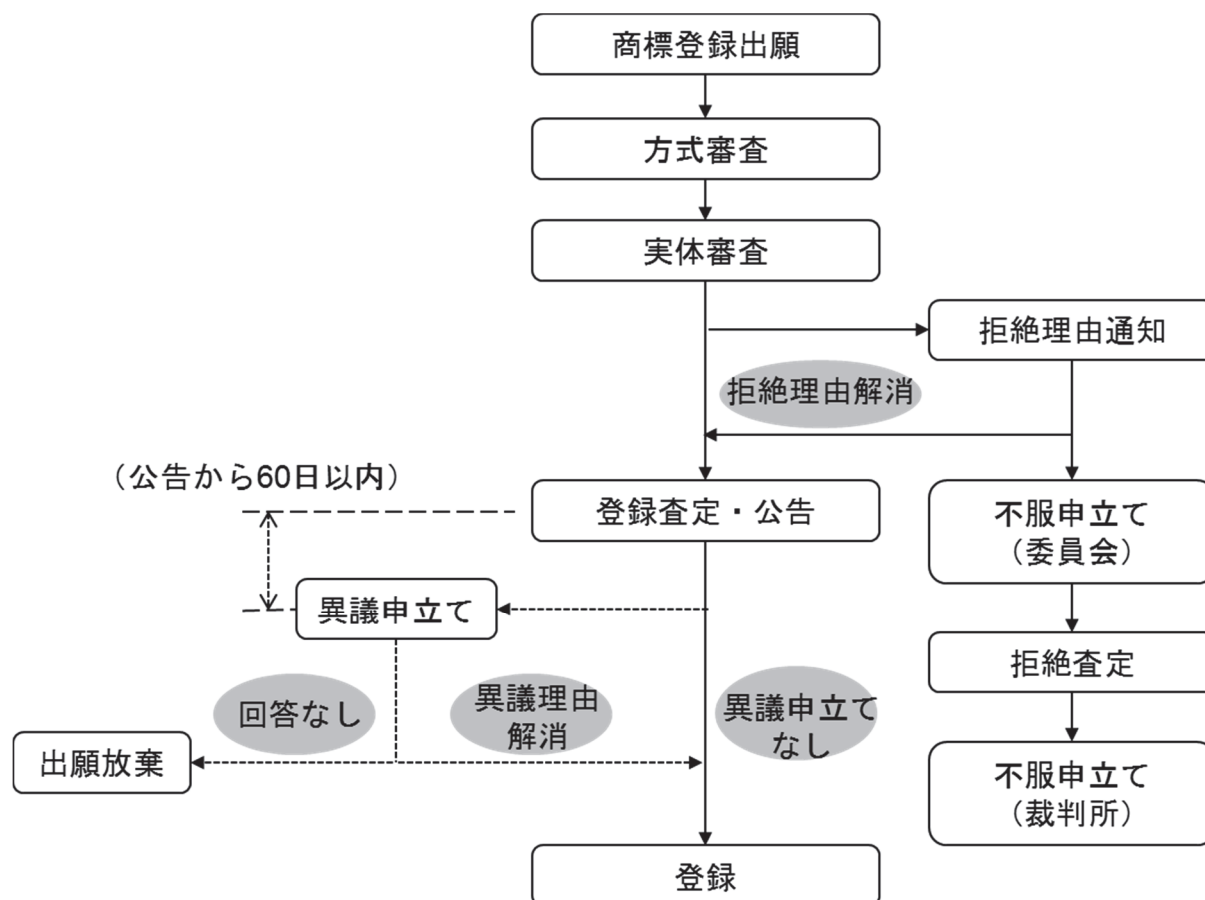


図 BH-4 出願から登録査定までの流れ⁸²

5.3.2. 使用分類

ニース分類（第 10 版）を採用⁸³している。

5.3.3. 出願に用いる言語

規則第 4 条に規定され、アラビア語での出願が求められる⁸⁴。

規則第 4 条
 商標登録出願には以下のものを添付する。

1. 登録出願に記載された標章の形式と同一の商標の写真 4 枚
2. 代理出願の場合、委任状の写し及び比較するためのその原本を提出するものとし、当該原本は正式に証明され、かつ、アラビア語に翻訳されるものとする。

⁸² 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁸³ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁸⁴ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

3. 職業又は事業の実施を証明する書類
4. 出願料の納付を証明する書類
5. 登録する標章が、外国後で記述された語句を含む場合、登録出願人はその発音方法を含む当該語句のアラビア語への公認翻訳を提出するものとする。
6. 音商標は、楽譜又は明細書により出願するものとする。
7. 匂い商標は明細書に基づき出願するものとする。

5.3.4. 出願日の認定と出願書類

出願日の認定は、規則第6条に規定され、出願が受領されると、出願書式と出願費用の提出日とされる⁸⁵。

規則第6条

所管官庁は、出願日から90日以内に、本法及び施行規則に定める条件を満たしている場合には登録の承認又は拒絶のいずれかにより、登録出願に関する決定を下すものとする。所管官庁は、書面又は電子的に、出願人にその決定を通知するものとする。所管官庁は、通知日から90日以内に、出願人に条件の履行若しくは文書の提出又は登録出願に関する必要な補正を行うよう要請することができる。当該要請に応じない場合、当該出願は放棄されたものとみなされる。

なお、出願には以下の書類が必要とされる⁸⁶。

- (a) 出願人の有資格署名人が署名済みの、アラブ諸国の領事認証を受けた委任状
- (b) 次の6種類の書類のいずれか1つ：
 - (i) 優先権主張の場合には優先権書類の証明付謄本
 - (ii) 商標の対応する本国又は外国の出願／登録の証明付謄本
 - (iii) 出願人の企業の法人証明書
 - (iv) 商業登記官が発行した証明書
 - (v) 商業登記簿における出願人企業の登記簿抄本
 - (vi) 商工会議所が発行した証明書

これらの書類はアラブ諸国の領事認証を受けなければならない。アラビア語又は英語以外の言語による書類の場合には、アラビア語又は英語の翻訳文を提出しなければならない。

- (c) 出願人の完全な詳細(氏名, 住所, 国籍を含む)
- (d) 出願の対象とする商品及び／又はサービスの明細リスト
- (e) 彩色付又は図形商標の場合には、商標の明確な印刷物

上述した書類は商標出願時に提出しなければならない。所定書類の遅延提出は可能である。アラビア語以外の言語による書類はすべてアラビア語翻訳文を添付しなければならない。

⁸⁵ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁸⁶ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.164」

また、オンラインでの出願は受け付けられていない⁸⁷。

5.3.5. 審査の手順

出願は、規則に照らし、問題がなければ受領され、官報に公開（公告）され、60日以内に異議申立てがなければ、異議申立期間の終了後1月以内に登録される。

法第12条に規定があり、出願が、これまでの登録商標と比較して誤認を招くか否かを基準に判定される。

法第12条

- 1- 管轄官庁は、先に登録又は出願された標章との混同を防ぐような方法で商標を特定するため又は当該官庁が判断するその他の理由のために必要であると判断する制限又は修正を課すことができる。
- 2- 出願人が通知日から90日以内に管轄官庁に応答しない場合、出願人は出願を放棄したものとみなす。
- 3- 管轄官庁が理由のいかんを問わずその裁量により商標登録を拒絶するか又は制限若しくは修正についての登録を保留する場合、管轄官庁は、その査定理由を出願人又はその代理人に書面で通知しなければならない。
- 4- 管轄官庁は、いかなる場合も、出願日から90日以内に、登録出願についての決定を行わなければならない。ただし、出願が本法（規則）及びその施行規則に定める条件を満たすことを条件とする。

5.3.6. 審査結果の通知及び応答

審査の結果は出願人のみに提示され、公開はされない。審査結果が拒絶又は保留であった場合、90日以内に応答しないと出願は放棄したものと看做される。

5.3.7. 出願・登録手数料⁸⁸

	USD ⁸⁹
1クラスについての商標登録出願	80.00
公報における公告手数料	80.00
登録手数料	160.00
優先権主張	0.00
団体商標出願	106.00
団体商標出願の公告	80.00
連続又は団体商標の登録	160.00

⁸⁷ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.164」

⁸⁸ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.164」、ただし、昨年から大幅に値上げされたとの情報がある（「最近の中東・アフリカの知財情勢について」2017.03.07、ジェトロ・ドバイ事務局、「出願料：265USD、登録料：1325USD、更新料：1460USD、異議申立料：530USD」）

⁸⁹ 為替レート 112JPY/USD (2017.02.27)

存続期間内の商標登録の更新	160.00
代理人変更	53.00
存続期間満了後 6 か月内の遅延更新	212.00
証書作成後 3 か月以内の商標権者の名称又は住所変更登録	53.00
－証書作成から 3 か月経過後	66.00
－代理人変更を伴う場合の追加手数料	53.00
商標の態様補正及び認容後の公報における補正の公告	133.00
登録証の証明付謄本取得	22.00
商標出願の証明付謄本取得	14.00
商標調査	80.00
商標権者の調査	40.00
証書作成後 3 か月以内の譲渡, 併合又はライセンス契約の登録, 並びに公報における同事実の公告	107.00
証書作成から 3 か月経過後の譲渡, 併合又はライセンス契約の登録, 並びに公報における同事実の公告	120.00
商標の使用ライセンスの終了又は併合の登録, 並びに公報における同事実の公告	107.00
登録官の決定に対する審判請求	0.00
異議申立	53.00
答弁書提出	0.00
商標の連合又は連合解消の登録	55.00
1 クラスについての証明商標出願	106.00
証明商標出願の公告	80.00
証明商標の登録手数料	160.00
商標記録からの非公式データの取得請求	1.50
商標記録の閲覧請求	27.00
商標の詳細に関する請求	53.00
期間延長請求	53.00
商標出願又は登録の取消, 登録官に対するヒアリング, 又は否定的な決定の請求	14.00

N. 概括表 基礎情報 (2016年12月時点)

	加盟している主な条約							産業財産に関する法律・規則				審査基準・審査ガイドライン				管轄官庁 () 内は職員数						産業財産権の出願・登録件数 (指定のない限り2015年の件数)						
	パリ 条約	TRIPS	PCT	マドリ ック協 定	ハ グ協 定	PLT	TLT	GCC	特許法	実用新案 法	意匠法	商標法	特許	実用新案	意匠	商標	特許出願 件数	特許登録 件数	実用新案 出願件数	実用新案 登録件数	意匠出願 件数	意匠登録 件数	商標出願 件数	商標登録 件数				
																									特許意匠 法	特許意匠 法	特許意匠 法	特許意匠 法
GCC	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	1,982	662	×	×	×	×	×	×				
トルコ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13,968	10,100	3,583	2,767	8,896	9,225	110,679	83,027				
イスラエル	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	6,904	4,496	×	×	1,532	1,744	10,453	7,611				
イラン	○	×	○	○	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	14,279	2,936	×	×	11,856	4,150	62,944	19,346				
UAE	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	1,753	177	2	—	813	123	20,321 ※7	19,040 ※7				
バーレーン	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	193	—	—	—	64	38	7,640	4,221				
クウェート	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	228	—	×	×	310	—	13,051	7,670				
オマーン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	328	328	2,061	2,115				
カタール	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	×	○	○	482 ※7	—	×	×	×	×	7,608 ※7	6,533 ※7				
サウジアラビア	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	2,406	763	×	×	824	869	18,254	18,631				
ヨルダン	○	○	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	×	×	335	83	×	×	117	87	7,487	5,803				
エジプト	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,081	472	—	—	1,958	922	20,143	9,811				

○加盟 ×未加盟

○制度あり ×制度なし

○あり ×なし ー情報なし

○あり ×なし ー情報なし

○制度あり ×制度なし ー情報なし

※1 知的財産権に関する法律は、2016年12月末日に法改正されて知的財産法に統一され、又は公開の有無の情報なし。

※2 現在審査を実施していない。

※3 特許出願の受理を行っていない。

※4 事実上運用されていない。

※5 登録手続きが存在しない。

※7 2014年の件数

N. 概括表 特許(I) (2016年12月時点)

	保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の設定	方式審査	実体審査
GCC	製品、工業的方法又は製造方法	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を妨げる権利(物の製造、使用、販売、又はその物の製造、使用、販売、輸入、販売、販売のための展示又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 英語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面)	○	○
トルコ	産業財産権の範囲で保護に適合し認められる発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を防止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の生産、販売、使用、若しくは輸入、又は個人利用以外の目的のための在庫保有をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	トルコ語、英語、フランス語、ドイツ語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・明細書、クレーム、要約、図面 ・手数料納付の領収書	○	○
イスラエル	・発明であって、あらゆる技術分野の物又はプロセス ・新規かつ役立つものであり、産業上の利用性があり、進歩性を有するものか特許性のある発明	出願日から20年	自己の特許発明を他人が利用することを防止する権利	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	・ヘブライ語 ・アラビア語 ・英語	国際特許分類 (IPC)	出願書類が提出された日 (出願人氏名、手数料)	○	○
イラン	何からの製品又は方法を初めて生み出し、専門性、テクニク、技術、産業等何らかの方向において具体的な問題の解決策を提供する人の精神の成果	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を妨げる権利(物の製造、使用、販売、又はその物の製造、使用、販売、輸入、販売、販売のための展示をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	・ペルシャ語 ・英語	国際特許分類 (IPC)	出願人の身元の証明、発明の簡単な説明	○	○
UAE	物、製造の方法又は技術的な問題に対する実用的解決につながる公知の製造の方法の応用に関連するすべての革新的な思想	出願日から20年	・自己の特許発明を利用する権利(物の発明の場合、利用とは、その物の製造、使用、販売をいう。) ・自己の特許発明の他人の利用を防止する権利(物の発明の場合、利用とは、物の製造、使用、保持、販売又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 英語	製品分類	・願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
バーレーン	進歩性を含み、工業的に利用可能である新規な発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の製造、利用、使用、販売の提供若しくは販売、又はそれらを目的とした輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	(未整備)	・出願費用 ・出願書類	○	○
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	新規であり、進歩性を含み、産業上利用可能なものが発明である。	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の製造、輸入、販売の申出、販売、利用又は販売の申出、販売若しくは利用の目的の所有をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 アラビア語以外の場合、翻訳の添付	国際特許分類 (IPC)	・出願書式 ・出願人情報 ・明細書	○	○
カタール	新規性、進歩性を有し、産業上利用可能である発明	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の製造、使用、販売の提供、販売、又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○※2	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
サウジアラビア	登録要件を満たす、製品、方法又はその何れかに関連する発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利(物の発明の場合、利用とは、その物の製造、販売、販賣の申出、使用、保管又はこれらすべての輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
ヨルダン	技術分野における製品、方法、又はその両方で、当該分野における特定の課題に対する実施可能な解決策となる発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の生産、利用、使用、販売の申出、販売又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 アラビア語以外の場合、翻訳の添付	国際特許分類 (特許分類を採用していない。)	・願書 ・詳細説明 (明細書、クレーム、引用文献一覧等) ・要約	○	○
エジプト	工業製品、産業上の方法の応用に関連する発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利(ただし、物の輸入、使用、販売又は流通については、いずれかの国で商業化した場合に特許権が消滅する。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・詳細説明 (明細書、クレーム、(同発明の)外国の出願書類と審査結果等) ・手数料納付の領収書	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 クウェートの特許制度は、GCCの特許制度がカバーしている。

※2 ただし、PCT規則4.17に従っている。

N. 懸待査 特許(2) (2016年12月時点)

	第三者による情報提供制度	出願公開制度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する制度	出願の変更に関する制度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答(方式審査)	審査結果の通知及び応答(実体審査)
GCC	×	×	×	○	○ ※5	×	○ 公告より3月以内	○ 通知より3月以内	○	×	○ 通知より90日以内に補正可能	○ 通知より3月以内に補正可能
トルコ	○	○	○	○	○	○	○ 方式要件に対するもの	○ 通知から2月以内、裁判所へ	○ 裁判所への申立	×	○ 意見書提出と補正が可能	○ 通知から6月以内に意見書提出と補正が可能
イスラエル	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○ 通知から4月以内に応答	○ 通知から4月以内に応答
イラン	×	×	×	×	○	×	○	○ 通知より2月以内に裁判所へ	○ 裁判所への申立	○	○ 通知より30日以内に補正可能	○ 通知より30日以内に補正可能
UAE	×	×	×	○	○	○	○ 公告から60日以内	○ 通知を受けた日から60日以内	○ 裁判所への申立	×	○ 通知より30日以内に補正可能	○ 補正可能
バーレーン	×	×	×	○	○	○	○ 公告から60日以内	○ 査定の通知から60日以内に最高裁へ	○	×	○ 通知から30日以内に補正可能	○ 通知から30日以内に補正可能
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	○	○	○	×	○	○	○ 通知から60日以内に裁判所へ	○ 通知から60日以内に裁判所へ	○ 裁判所への申立	○	○ 通知から60日以内に補正可能	○ 通知から90日以内に補正可能
カタール	×	×	×	×	○ ※6	×	○ 公告後60日	○ 通知を受けた日から15日 ※7	○ 裁判所への申立	×	○ 方式審査の通知から15日以内に補正可能	○ 実体審査の通知から3月以内に補正可能
サウジアラビア	×	○	×	○	○	×	○ 請求期間：規定なし、ただし3月という情報がある。	○ 請求期間：規定なし、ただし90日という情報がある。	○	×	○ 方式審査の通知から90日以内に補正可能	○ 実体審査の通知から3月以内に補正可能
ヨルダン	×	×	×	×	○	×	○ 出願承諾の公告から3月以内	○ 決定から60日以内に裁判所へ	○ 裁判所への申立	×	○ 特許権発行まで補正が可能	○ 特許発行まで補正が可能
エジプト	×	×	×	×	○ ※6	○	○ 出願受理の公告から60日以内	○ 決定通知から30日以内に委員会へ	○ 裁判所への申立	×	○ 補正又は補足の要求から3月以内	○ 応答可能

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 クウェートの特許制度は、GCCの特許制度がとて、実体審査開始カバールしている。

※2 実体審査料を支払うこと、早期審査を請求できる。

※3 早期審査を請求できる。

※4 日エ間のPPHが利用可能

※5 法令の規定はなく、運用により実施

※6 分割できるとの情報がある。

※7 3月で運用されている。

N. 特許権 実用新案(1) (2016年12月時点)

	保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の認定	方式審査	実体審査
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	産業財産権の範囲で保護に認められる考案（特許法の準用）	出願日から10年	自己の登録実用新案の他人による実施を防止する権利（物の発明の場合、実施とは、その物の生産、販売、使用、若しくは輸入、又は個人利用以外の目的のための在庫保有をいう。）※特許法準用	第1回出願日から12月	○	新規性 ・産業上利用可能	トルコ語、英語、フランス語、ドイツ語	国際特許分類（IPC）	願書 ・明細書、クレーム、要約、図面 ・手数料納付の領収書	○	×
イスラエル	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
イラン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
UAE	製造の方法又は技術的な問題に対する実用的解決につながる公知の製造の方法の応用に関連するすべての革新的な思想	出願日から10年	・自己の登録実用新案を利用する権利（物の発明の場合、利用とは、その物の製造、使用、販売をいう。） ・自己の特許発明の他人の利用を防止する権利（物の発明の場合、利用とは、物の製造、使用、保持、販売又は輸入をいう。）	出願日より12月	○	新規性 （革新的なものではない） ・産業上利用可能	アラビア語、英語	製品分類を適用（IPCは使用していない。）	願書 ・明細書（クレーム、要約、図面） ・手数料、など	○	○
バーレーン	産業上利用可能である新規な発明	出願日から10年	自己の登録実用新案の他人による実施を禁止する権利（物の発明の場合、実施とは、その物の製造、利用、使用、販売の提供若しくは販売、又はそれらを目的とした輸入をいう。）	出願日より12月	○	新規性 ・産業上利用可能	アラビア語	（未整備）	出願費用 ・出願書類	○	○
クウェート	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
オマーン	発明であり、進歩性を含み、産業上利用可能なものが発明である。	出願日から10年	自己の特許発明の他人による実施を防止する権利（物の発明の場合、実施とは、その物の製造、輸入、販売、利用又は販売の申出、販売若しくは利用の目的の所有をいう。）※特許法準用	出願日より12月	○	新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類（IPC）	出願書式 ・出願人情報 ・明細書	○	○
カタール	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
エジプト	装置、道具及び設備の構造、構成、製品、製造過程・製造方法、並びに現在使われている同種のもの、に関する追加技術	出願日から7年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利（ただし、物の輸入、使用、販売又は流通については、いづれかの国で商業化した場合に特許権が消失する。）※特許法準用	第1回出願日から12月	○	新規性	アラビア語	国際特許分類（IPC）	願書 ・詳細説明（明細書、クレーム、（同発明の）外国の出願書類と審査結果等） ・手数料納付の領収書	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

N. 概括表 実用新案(2) (2016年12月時点)

	第三者による 情報提供 制度	出願公開制 度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する制 度	出願の変更 に関する制 度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答 (方式審査)	審査結果の通知及び応答 (実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	通知から3月以内に応答	-
イスラエル	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
イラン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
UAE	×	×	×	○	×	×	○	○	○	×	通知より30日以内に補正 可能	補正可能
パレーレン	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	通知から30日以内に応答	通知から30日以内に応答
クウェート	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
オマーン	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	通知から60日以内に応答	通知から90日以内に応答
カタール	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
エジプト	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	補正又は補足の要求から 30日以内	応答可能

○制度あり ×制度なし ー情報なし

※1 実体審査料を支払うこと ※2 分割できるとの情報がある
で、実体審査開始

N. 製造業 意匠(1) (2016年12月時点)

保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の認定	方式審査	実体審査
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
工業品又は工業品等としての物品の五感で感知される模様	出願日から5年 最長5年まで5年ごとの更新が可能	自己の登録意匠の権利についての特権（実施とは、自己の意匠が使用された物品の生産、市場化、販売、販売の中止、輸入、商品化又はそれらの目的で在庫保持をいう。）	第1国出願から6月	○	新規性、独自性	トルコ語	国際意匠分類（ロカルノ分類）	・ 願書 ・ 図面（又は写真等） ・ 手数料納付の領収書	○	×
工業品若しくは手段によって物品に施される形状、構成、模様又は装飾的特徴であって、完成した物品において、視覚に訴え、視覚によつてのみ判断されるもの（機能のみによるものは除く）	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠を他人が実施することを防止する権利（実施とは、登録意匠に係る物品の物品に意匠若しくは商標等を応用する又は応用を促す意図を持った行為、又はその応用を知らずに行う。）	第1国出願から6月	○	国内新規性、独自性	アラビア語（複製されない） 英語	国際意匠分類	出願書式 図面 出願費用	○	○
線、色彩又は立体的形状であり、工業又は手工業の製品に特別の外観を与えるもの 新規、独自性	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠を他人による実施を妨げる権利（実施とは、物品の製造、販売、輸出、輸入、販売の中止、輸入、販売の中止をいう。）	第1国出願から6月	○	新規、独自性	ペルシヤ語	国際意匠分類	出願書式 図面 出願費用	○	○
産業又は工業で使用する事ができる革新的な3次元形状である。	出願日から10年	自己の登録意匠の他人の実施を防止する権利（実施とは、物品を製造するために産業用面若しくは意匠を使用、又は販売若しくは使用目的で、産業用面若しくは意匠に関する物品を輸入若しくは保持をいう。）	第1国出願から6月	○	新規、革新的で、かつ産業上又は工業製品として利用し得るもの	アラビア語、英語	製品の分類（ロカルノ分類ではない。）	願書 図面 手数料 など	○	×
線及び色の配置又は彩色された若しくは彩色されない三次元形状を工業的図面又はモデルとみなす。	出願日から10年 5年の延長が1回のみ可能	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利（実施とは、物品の製造、販売、意匠を含む又は本質的に異なる物品の商業目的の輸入をいう。）	第1国出願から6月	○	独自性、新規性	アラビア語	未整備	出願書式 図面 出願費用	○	○
線又は色の任意の構成又は任意の3次元形状であり、そのような構成物又は形態が、工業製品又は手工業製品に特別な外観を与え、産業又は手工業品の形態 (pattern) として役立つことができ、視覚に訴え、判断される物である。	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利（物の発明の場合、実施とは、物品の製造、販売又は輸入をいう。）	第1国出願から6月	○	新規性	アラビア語	国際意匠分類	出願書式 図面 出願費用	○	○
3次元の具体物、描画、図形又は写真	出願日から10年	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利（利用とは、登録意匠を含む又はその製品の製造、販売又は輸入をいう。）	第1国出願から6月	○	新規性	アラビア語	国際意匠分類	願書、明細書、図面、手数料、など	○	×
法第2条で定義される意匠又は工業モデル	出願日から15年	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利（実施とは、登録意匠を付した物品の生産、輸入又は販売をいう。）	第1国出願から6月	○	新規性がある工業意匠であること	アラビア語、英語（アラビア語以外の場合）	国際意匠分類	・ 願書 ・ 図面 ・ 意匠に係る物品の種類 ・ 意匠の区分/分類	○	○
線又は立体的の組合せ	出願日から10年である、所定の手続により5年延長される。	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利（利用とは、自己の登録意匠を付した製品の製造、販売又は輸入をいう。）	第1国出願から6月	○	新規性 産業上利用が可能	アラビア語	国際意匠分類	・ 願書 ・ 意匠（又は見本）	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 事実上運用されていない。

※2 登録手続きが存在しない。

N. 概括表 憲匠② (2016年12月時点)

	第三者による情報提供制度	出願公開制度	審査請求制度	秘密意匠	分割に関する制度	出願の変更に関する制度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答(方式審査)	審査結果の通知及び応答(実地審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	-
イスラエル	×	×	×	○	○※3	×	○	○	○	○	決定から3月以内	決定から3月以内
イラン	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	通知から30日以内に訂正を求められる。	通知から30日以内に訂正を求められる。
UAE	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	通知より30日以内に補正可能	-
バーレーン	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	補正可能	補正可能
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	通知から60日以内に補正が求められる。	通知から60日以内に補正が求められる。
カタール	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	通知より90日以内に補正可能	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	通知あり
エジプト	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	補正可能

○制度あり ×制度なし -情報なし

※1 事実上運用されていない。

※2 登録手続きが存在しない。

※3 分割できるとの情報がある。

N. 登録商標 (2016年12月時点)

保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類 (2016年12月時点)	出願日の認定	方式審査	実体審査
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
文字・商品形状等で、印刷により刊行及び複製可能なものから構成された、自己商標識別のための商標	出願から10年 10年ごとの更新可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一の商標の指定商品・役務での使用、登録商標と混同の恐れのある商標の使用、又は登録商標の範囲には該当しないが周知の登録商標の評判を利用して不当な利益を得る若しくは害するおそれのあるものを使用をいう。)	第1国出願から6ヶ月	×	識別性	トルコ語	国際分類 (第10版) ※1	・願書 ・商標見本 ・商標が使用される商品・役務のリスト ・手数料納付の領収書	○	○
2次元または3次元の文字、数字、単語、図案又は記号、又はそれらの組み合わせ、及び音響、触覚、芳香	10年 10年ごとの期間延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標が付された商品及び関連する事項への商標の使用をいう。)	第1国出願から6ヶ月	×	識別性	ヘブライ語 アラビア語 英語	国際分類 (第9版)	出願様式 出願費用	○	○
視覚的標識	10年 10年ごとの期間延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一の使用、当該商標と類似した商標の使用、又は当該商標と類似した商品・役務との間で混同を起す使用をいう。)	第1国出願から6ヶ月	×	識別性	ペルシャ語	国際分類 (第9版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
識別力を有する形態を備えた任意のもの (音声も対象)	10年 10年ごとの更新可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を使用して消費者に混同を生じさせる行為をいう。)	6ヶ月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (10版) ※1	願書 手数料 委任状、など	○	○
名称、文言、シグネチャ、キャラクター、記号、数字、題名、印章、図面、画像、刻印、楕円、図形的要素、形状又は色、色味又は色の組合せ、その他の標識又は標識群等、及び音、匂いも対象	10年 10年ごとの期間延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	第1国出願から6ヶ月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第10版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
名称、文言、シグネチャ、キャラクター、記号、数字、題名、印章、図面、画像、刻印、楕円、図形的要素、形状又は色、色味又は色の組合せ、その他の標識又は標識群等、及び音、匂いも対象	10年 10年ごとの期間延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	第1国出願から6ヶ月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第8版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
識別性 (音、匂い、味も対象)	10年 10年ごとの期間延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	第1国出願から6ヶ月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (版、不明) ※1	出願様式	○	○
視覚的に認識可能で、製品を区別することができるすべての明確な標章	10年 10年ごとの期間延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	6ヶ月	×	固有の形態	アラビア語	国際分類 (第8版) ※1	願書 手数料	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる商標	10年 10年ごとの期間延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	6ヶ月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第10版) ※1	願書 手数料 サウジアラビア領事館により署名、認証された委任状 (代理人による場合)	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる視覚によって認識できる標章	出願から10年 10年ごとの更新可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と混同を生じるほど同一又は類似する商標の使用をいう。)	6ヶ月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第8版)	願書 商標	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる視覚によって認識できる標識	出願から10年 10年ごとの更新可能	自己の登録商標を使用許諾をする権利	第1国出願から6ヶ月	×	自己商品識別性 使用又は使用予定	アラビア語	国際分類 (第10版)	願書 商標の画像 標章	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 保護の例外あり

N. 概括表 高標② (2016年12月時点)

	第三者による 情報提供 制度	出願公開制 度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する 制度	出願の変更 に関する制 度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答 (方式審査)	審査結果の通知及び応答 (実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	○	×	×	—	○	×	○ 公告から3月	○	○ 裁判所への申立	×	不備がある場合に補正命 令	補正可能という情報があ る。
イスラエル	○ 慣行として 実施	×	×	×	○ 分類の分割	×	○ 公告から3月	○	×	×	所定の期限内に応答可能	所定の期限内に応答可能
イラン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から30日	○	×	×	通知の日から2か月以内	通知の日から2か月以内
UAE	×	×	×	×	×	×	○ 公告から30日	○	×	×	通知の日から60日以内	補正可能
パレーレン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から60日	○	×	○	決定の通知日から90日以 内	決定の通知日から90日以 内
クウェート	×	×	×	×	×	×	○ 公告から60日	○	×	○	通知された日から90日以 内	通知された日から90日以 内
オマーン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から90日	○ 裁判所への申立	×	×	通知を受領した日から60 日以内	通知を受領した日から60 日以内
カタール	×	×	×	×	×	×	○ 公開から4月	○	×	○	補正可能	補正可能
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	決定の通知日から90日以 内	決定の通知日から90日以 内
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	○	○ 裁判所への申立	×	×	補正又は修正が可能	補正又は修正が可能
エジプト	×	×	×	×	×	×	○	○ 裁判所への申立	×	○	不備がある場合に補正命 令	補正可能

○制度あり ×制度なし —情報なし

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

中東諸国における特許・実用新案・意匠・商標の審査運用の実態
および審査基準・審査マニュアルに関する調査研究 報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>